

改正案

別紙様式第1号（第25条関係）

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 業務報告書  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

（記載上の注意）

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

区 分	年度	年度	年度	年度
預 金 積 金	百万円	百万円	百万円	百万円
定 期 預 金				
定 期 積 金				
そ の 他				
貸 出 金				
会 員				
会 員 外				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				

現 行

別紙様式第1号（第5条の2関係）

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 業務報告書  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

（記載上の注意）

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

区 分	年度	年度	年度	年度
預 金 積 金	百万円	百万円	百万円	百万円
定 期 預 金				
定 期 積 金				
そ の 他				
貸 出 金				
会 員				
会 員 外				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				

総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	千円	千円	千円	千円
当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )				

(記載上の注意)

1. 預金積金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実

2. 当庫の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普 通 出 資 金		
優 先 出 資 金		

(2) 出資金の状況（当年度末現在）

イ. 普通出資

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
個 人		百万円	百万円
法 人			
合 計			

総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	千ドル	千ドル	千ドル	千ドル
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	千円	千円	千円	千円
当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )				

(記載上の注意)

1. 預金積金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実

2. 当庫の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普 通 出 資 金		
優 先 出 資 金		

(2) 出資金の状況（当年度末現在）

イ. 普通出資

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
個 人		百万円	百万円
法 人			
合 計			

(記載上の注意)

普通出資1口及び普通出資者の出資最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

ロ. 優先出資

優先出資1口のア額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 □  
 発行済優先出資の総口数 □

(記載上の注意)

1. 優先出資1口のア額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定めるア額及び口数を記載すること。
2. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員のア況

イ. 役員数

定款に定める理事数 人  
 定款に定める監事数 人

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	人 ( )	人 ( )
監 事 (うち非常勤)	( )	( )
合 計 (うち非常勤)	( )	( )

ロ. 理事及び監事(当年度末現在)

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業

(記載上の注意)

普通出資1口及び普通出資者の出資最低限度額は、定款に定めるア額を記載すること。

ロ. 優先出資

優先出資1口のア額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 □  
 発行済優先出資の総口数 □

(記載上の注意)

1. 優先出資1口のア額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定めるア額及び口数を記載すること。
2. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員のア況

イ. 役員数

定款に定める理事数 人  
 定款に定める監事数 人

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	人 ( )	人 ( )
監 事 (うち非常勤)	( )	( )
合 計 (うち非常勤)	( )	( )

ロ. 理事及び監事(当年度末現在)

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数	事 務 系	人	人
	庶 務 系		
	合 計		
平 均 年 齢		歳 月	歳 月
平 均 勤 続 年 数		年 月	年 月
平 均 給 与 月 額		千円	千円

(記載上の注意)

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店（うち出張所） （ ）	店（うち出張所） （ ）
	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）
合 計	（ ）	（ ）
店 舗 外 現 金 自 動 設 備		

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数	事 務 系	人	人
	庶 務 系		
	合 計		
平 均 年 齢		歳 月	歳 月
平 均 勤 続 年 数		年 月	年 月
平 均 給 与 月 額		千円	千円

(記載上の注意)

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店（うち出張所） （ ）	店（うち出張所） （ ）
	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）
合 計	（ ）	（ ）
店 舗 外 現 金 自 動 設 備		

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当年度末	前年度末

二. 当年度新規信用金庫代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

- ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末
合計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

- ハ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当年度末	前年度末

二. 当年度新規信用金庫代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

- ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末
合計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

- ハ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止年月日	所在地	備考


(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

会社名	所在地	主要業務 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当庫議 決権比率	そ の 他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 預金等総額の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億円	億円

(記載上の注意)

預金等総額は、信用金庫法施行令第5条の2第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。


(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

会社名	所在地	主要業務 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当庫議 決権比率	そ の 他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

(7) 預金等総額の状況

	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億円	億円

(記載上の注意)

預金等総額は、信用金庫法施行令第5条の2第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改 正 案

別紙様式第2号(第25条関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金	百万円	預 金 積 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
( 削 除 )		普 通 預 金	
( 削 除 )		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 預 金	
買 現 先 勘 定		定 期 積 金	
債券貸借取引支払保証金		そ の 他 の 預 金	
買 入 金 銭 債 権		譲 渡 性 預 金	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
商 品 有 価 証 券		借 入 金	
商 品 国 債		当 座 借 越	
商 品 地 方 債		再 割 引 手 形	
商 品 政 府 保 証 債		売 渡 手 形	
その他の商品有価証券		コ ー ル マ ネ ー	
有 価 証 券		売 現 先 勘 定	
国 債		債券貸借取引受入担保金	
地 方 債		コマーシャル・ペーパー	
短 期 社 債		外 国 為 替	
社 債		外 国 他 店 預 り	
株 式		外 国 他 店 借	
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替	
貸 出 金		未 払 外 国 為 替	
割 引 手 形		そ の 他 負 債	
手 形 貸 付		未 決 済 為 替 借	
証 書 貸 付		未 払 費 用	
		給 付 補 て ん 備 金	

現 行

別紙様式第2号(第5条の2関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
(新 設)		(新 設)	
現 金	百万円	預 金 積 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
金 融 機 関 貸 付 等		普 通 預 金	
金 融 機 関 貸 付 金		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 預 金	
買 現 先 勘 定		定 期 積 金	
債券貸借取引支払保証金		そ の 他 の 預 金	
買 入 金 銭 債 権		譲 渡 性 預 金	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
商 品 有 価 証 券		借 入 金	
商 品 国 債		当 座 借 越	
商 品 地 方 債		再 割 引 手 形	
商 品 政 府 保 証 債		売 渡 手 形	
その他の商品有価証券		コ ー ル マ ネ ー	
有 価 証 券		売 現 先 勘 定	
国 債		債券貸借取引受入担保金	
地 方 債		コマーシャル・ペーパー	
短 期 社 債		外 国 為 替	
社 債		外 国 他 店 預 り	
株 式		外 国 他 店 借	
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替	
貸 出 金		未 払 外 国 為 替	
割 引 手 形		そ の 他 負 債	
手 形 貸 付		未 決 済 為 替 借	
証 書 貸 付		未 払 費 用	
		給 付 補 て ん 備 金	

当座貸越  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
信金中金出資金  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
(削除)

その他の資産  
有形固定資産  
建物  
土地  
建設仮勘定  
その他の有形固定資産

無形固定資産  
ソフトウェア  
のれん  
保証金権利金  
その他の無形固定資産  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
職員預り金  
払戻未済持分  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付商品債券  
売付債券  
金融派生商品  
(削除)

その他の負債  
賞与引当金  
役員賞与引当金  
退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債の部合計  
(純資産の部)

出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資申込証拠金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(削除)

利益剰余金  
利益準備金  
その他利益剰余金  
特別積立金  
(.....)  
当期末処分剰余金  
(又は当期末処理損失)

( )

当座貸越  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
信金中金出資金  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
繰延ヘッジ損失  
(新設)

その他の資産  
動産 不動産  
事業動産  
事業用不動産  
建設仮勘定  
所有動産 不動産  
保証金その他  
(新設)

繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
職員預り金  
払戻未済持分  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付商品債券  
売付債券  
金融派生商品  
繰延ヘッジ利益  
その他の負債  
賞与引当金  
(新設)

退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債計  
会 員 勘 定  
出 資 金

普通出資金  
優先出資金  
優先出資払込金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(.....)

利益剰余金  
利益準備金  
(新設)  
特別積立金  
(.....)  
当期末処分剰余金  
(又は当期末処理損失)

( )

( )



	<u>金)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>(削除)</u> <u>自己優先出資</u> △ <u>自己優先出資申込証拠金</u> <u>会員勘定合計</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>純資産の部合計</u>	
<u>資産の部合計</u>	<u>負債及び純資産の部合計</u>	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

	<u>金)</u> <u>当期純利益</u> <u>(又は当期純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>自己優先出資払込金</u> <u>自己優先出資</u> △ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	
<u>合計</u>	<u>合計</u>	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(4) 動産不動産の減価償却の方法

(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

(7) 退職給付引当金の計上方法

(新設)

(8) ヘッジ会計の方法

(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産にかかる引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
- (9) 信用金庫法施行規則第78条第1号及び第2号に規定する額
- (10) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (11) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (12) 子会社等（信用金庫法第32条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額
- (13) 特定関係者（信用金庫法第89条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (削 除)
- (削 除)
- (14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号口による。
- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (新 設)
- (新 設)
- (16) 第10条の20第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (17) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (18) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (19) 子会社（信用金庫法第32条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額
- (新 設)
- (20) 子会社に対する金銭債権総額
- (21) 子会社に対する金銭債務総額
- (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(19) 純資産額の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差

- ① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
- ② 評価・換算差額等

(20) 1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）

(21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(27) 貸借対照表上の純資産額から優先出資払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新 設)

(新 設)

(28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正案

別紙様式第3号(第25条関係)

第 期 { 年 月 日から } 損益計算書  
 { 年 月 日まで }  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	
(削 除)	
(削 除)	
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×

現 行

別紙様式第3号(第5条の2関係)

第 期 { 年 月 日から }  
 { 年 月 日まで }  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
しんきん中金短期資金利息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×

金銭の信託運用益	× × ×	
その他の経常収益	× × ×	
経常費用		× × ×
資金調達費用	× × ×	
預金利息	× × ×	
給付補てん備金繰入額	× × ×	
譲渡性預金利息	× × ×	
借用金利息	× × ×	
売渡手形利息	× × ×	
コールマネー利息	× × ×	
売現先利息	× × ×	
債券貸借取引支払利息	× × ×	
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
金利スワップ支払利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
支払為替手数料	× × ×	
その他の役務費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
外国為替売買損	× × ×	
商品有価証券売却損	× × ×	
国債等債券売却損	× × ×	
国債等債券償還損	× × ×	
国債等債券償却	× × ×	
金融派生商品費用	× × ×	
その他の業務費用	× × ×	
経費	× × ×	
人件費	× × ×	
物件費	× × ×	
税金	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
貸出金償却	× × ×	
株式等売却損	× × ×	
株式等償還	× × ×	
金銭の信託運用損	× × ×	
その他の資産償却	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×

金銭の信託運用益	× × ×	
その他の経常収益	× × ×	
経常費用		× × ×
資金調達費用	× × ×	
預金利息	× × ×	
給付補てん備金繰入額	× × ×	
譲渡性預金利息	× × ×	
借用金利息	× × ×	
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
金利スワップ支払利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
支払為替手数料	× × ×	
その他の役務費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
外国為替売買損	× × ×	
商品有価証券売却損	× × ×	
国債等債券売却損	× × ×	
国債等債券償還損	× × ×	
国債等債券償却	× × ×	
金融派生商品費用	× × ×	
その他の業務費用	× × ×	
経費	× × ×	
人件費	× × ×	
物件費	× × ×	
税金	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
貸出金償却	× × ×	
株式等売却損	× × ×	
株式等償還	× × ×	
金銭の信託運用損	× × ×	
その他の資産償却	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×

固定資産処分益	×	×	×	
貸倒引当金戻入益	×	×	×	
償却債権取立益	×	×	×	
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×	
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×	
その他の特別利益	×	×	×	
特別損失				×
固定資産処分損	×	×	×	
減損損失	×	×	×	
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×	
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×	
その他の特別損失	×	×	×	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)				×
法人税、住民税及び事業税				×
法人税等調整額				×
当期純利益(又は当期純損失)				×
前期繰越金				×
.....積立金取崩額				×
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)				×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

固定資産処分益	×	×	×	
(新設)				
償却債権取立益	×	×	×	
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×	
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×	
その他の特別利益	×	×	×	
特別損失				×
動産不動産処分損	×	×	×	
減損損失	×	×	×	
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×	
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×	
その他の特別損失	×	×	×	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)				×
法人税、住民税及び事業税				×
法人税等調整額				×
当期純利益(又は当期純損失)				×
前期繰越金				×
.....積立金取崩額				×
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)				×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改 正 案	現 行
-------	-----

別紙様式第4号（第25条関係）

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 附属明細書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

(削 除)

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残 高	当期増 加 額	当期減 少 額	当期償 却 額	期末帳 簿 価 額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率
有形固定資産							%

別紙様式第4号（第5条の2関係）

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 附属明細書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

1. 出資金、資本剰余金及び利益剰余金

（単位：百万円）

区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
出 資 金			
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
その他資本剰余 金			
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金			
特 別 積 立 金			

(記載上の注意)

優先出資を発行している場合には、出資金の次に、出資金の内訳として普通出資金及び優先出資金を追加するとともに、優先出資払込金を追加すること。

2. 土地建物動産

（単位：百万円）

種 類	当期首 残高	当期増 加高	当期減 少高	当期償 却額	当期末 残高	償却累 計額	償却累 計率
土 地							%

建 物 土 地 建設仮勘定 その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

(2) 引当金

(単位：百万円)

	当 期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高		当 期 末 残 高	計上理由及び 算定方法
			目 的 使 用	そ の 他		
貸 倒 引 当 金						
うち個別貸倒引 当金						
合 計						

(記載上の注意)

1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には当該事業年度の減損損失の金額を「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(3) 経費

(単位：千円)

区 分	金 額

建 物							
動 産							
そ の 他							
合 計							

(記載上の注意)

1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には、当期の減損損失の金額を「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(新 設)

(新 設)



人	件	費	
報	酬	給	料
給	料	手	当
退	職	給	付
費	用		
そ	の	他	
物	件	費	
事	務	費	
(	う	ち	旅
費	・	交	通
)			)
(	う	ち	通
信	費		)
)			)
(	う	ち	事
務	機	械	賃
借	料		)
)			)
(	う	ち	事
務	委	託	費
)			)
動	産	不	動
産	費		
(	う	ち	土
地	建	物	賃
借	料		)
)			)
(	う	ち	保
全	管	理	費
)			)
事	業	費	
(	う	ち	広
告	宣	伝	費
)			)
(	う	ち	交
際	費	・	寄
贈	費	・	諸
会	費		)
)			)
人	事	厚	生
費			
減	価	償	却
費			
無	形	固	定
資	産	償	却
そ	の	他	
税		金	
合		計	

(記載上の注意)

監事が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

(新 設)



(削除)

(削除)

(削除)

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。
3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

6. 子会社に対する金銭債権

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

7. 子会社に対する金銭債務

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

8. 子会社との間の取引状況

(単位：百万円)

--	--	--	--

会 社 名	収 益 総 額	費 用 総 額	摘 要
合 計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

## 2. 事業報告に関する事項

### (1) 役員等の兼職等（当年度末現在）

役 名	氏 名	兼職法人名又は 兼 業 事 業 名	兼 職 等 先 での 役 職 名	摘 要

(記載上の注意)

- 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人について記載すること。
  - 兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。
- (2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

#### ① 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 名	氏 名	貸 出 金	当期増減 (△) 高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△) 高

### 9. 役員等の兼職等（当年度末現在）

役 職 名	氏 名	兼職法人名又は 兼 業 事 業 名	兼 職 等 先 での 役 職 名	摘 要

(記載上の注意)

- 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人その他の職員について記載すること。
  - 兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。
10. 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

#### (1) 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 職 名	氏 名	貸 出 金	当期増減 (△) 高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△) 高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

② 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼 職 等 先 名	貸 出 金	当 期 増 減 (△) 高	債 務 の 保 証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (△) 高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人の兼 職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること

(3) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当 期 中 の 報 酬 支 払 額	総会等で定められた報酬限度額
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(削 除)

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人その他の職員と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(2) 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼 職 等 先 名	貸 出 金	当 期 増 減 (△) 高	債 務 の 保 証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (△) 高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人その他の職員の兼職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

11. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当 期 中 の 報 酬 支 払 額	総会等で定められた報酬限度額
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

12. 経費

(単位：千円)

区 分	金 額
人 件 費	
報 酬 給 料 手 当	
退 職 給 付 費 用	
そ の 他	
物 件 費	
事 務 費	
(うち旅費・交通費)	( )
(うち通信費)	( )
(うち事務機械賃借料)	( )
(うち事務委託費)	( )
動 産 不 動 産 費	
(うち土地建物賃借料)	( )
(うち保全管理費)	( )
事 業 費	
(うち広告宣伝費)	( )
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )
人 事 厚 生 費	
動 産 不 動 産 償 却	
そ の 他	
税 金	
合 計	

(記載上の注意)

監事が監事をするに当たつて、参考となるように記載すること。

13. 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合には、その変更の理由を記

(削 除)

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

載すること。

14. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改 正 案

別紙様式第5号(第25条関係)

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 業務報告書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

区 分	年度	年度	年度	年度
預 金	億円	億円	億円	億円
債 券				
貸 出 金				
会 員				
会 員 外				
う ち 代 理 貸 付				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
総 資 産				

現 行

別紙様式第5号(第5条の2関係)

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 業務報告書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

区 分	年度	年度	年度	年度
預 金	億円	億円	億円	億円
債 券				
貸 出 金				
会 員				
会 員 外				
う ち 代 理 貸 付				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
総 資 産				



内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )				

(記載上の注意)

1. 預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実

2. 当会の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普通出資金		
優先出資金		

(2) 出資金の状況 (当年度末現在)

イ. 普通出資

普通出資 1 口の金額 円  
 普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信用金庫		百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資 1 口及び普通出資者の出資最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

ロ. 優先出資

優先出資 1 口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口

内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )				

(記載上の注意)

1. 預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
2. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
3. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実

2. 当会の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普通出資金		
優先出資金		

(2) 出資金の状況 (当年度末現在)

イ. 普通出資

普通出資 1 口の金額 円  
 普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信用金庫		百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資 1 口及び普通出資者の出資最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

ロ. 優先出資

優先出資 1 口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口

氏名又は名称	出資口数	割合
	口	%
その他の優先出資者(名)		
合計(名)		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数 人  
定款に定める監事数 人

区分	前年度末	当年度末
理事 (うち非常勤)	人 ( )	人 ( )
監事 (うち非常勤)	( )	( )
合計 (うち非常勤)	( )	( )

氏名又は名称	出資口数	割合
	口	%
その他の優先出資者(名)		
合計(名)		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数 人  
定款に定める監事数 人

区分	前年度末	当年度末
理事 (うち非常勤)	人 ( )	人 ( )
監事 (うち非常勤)	( )	( )
合計 (うち非常勤)	( )	( )

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役名	氏名	就任年月日	任期満了年月日	代表・非代表の別	常勤・非常勤の別	担当部門又は主な職業

（記載上の注意）

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区分		前年度末	当年度末
職員数	事務系	人	人
	庶務系		
	合計		
平均年齢		歳 月	歳 月
平均勤続年数		年 月	年 月
平均給与月額		千円	千円

（記載上の注意）

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区分	前年度末	当年度末

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役名	氏名	就任年月日	任期満了年月日	代表・非代表の別	常勤・非常勤の別	担当部門又は主な職業

（記載上の注意）

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区分		前年度末	当年度末
職員数	事務系	人	人
	庶務系		
	合計		
平均年齢		歳 月	歳 月
平均勤続年数		年 月	年 月
平均給与月額		千円	千円

（記載上の注意）

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区分	前年度末	当年度末

	店（うち出張所） （ ）	店（うち出張所） （ ）
	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）
合 計	（ ）	（ ）
店舗外現金自動設備		

（記載上の注意）

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事 務 所 名	開設・廃止 年 月 日	所 在 地	備 考

（記載上の注意）

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

二. 当年度新規信用金庫代理業者

氏 名 又 は 名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

（記載上の注意）

- 当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。
- ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	店（うち出張所） （ ）	店（うち出張所） （ ）
	（ ）	（ ）
	（ ）	（ ）
合 計	（ ）	（ ）
店舗外現金自動設備		

（記載上の注意）

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
- ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事 務 所 名	開設・廃止 年 月 日	所 在 地	備 考

（記載上の注意）

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。
- ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

二. 当年度新規信用金庫代理業者

氏 名 又 は 名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

（記載上の注意）

- 当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。
- ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当会議決権比率	そ の 他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
- 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 重要な業務提携の概況を付記すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

	当 年 度 末	前 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当会議決権比率	そ の 他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
- 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 重要な業務提携の概況を付記すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。



改 正 案

別紙様式第6号 (第25条関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
 理 事 長 氏 名 印

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金	百万円	預 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
( 削 除 )		普 通 預 金	
( 削 除 )		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 預 金	
買 現 先 勘 定		そ の 他 の 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		譲 渡 性 預 金	
		短 期 債 券	
買 入 金 銭 債 権		債 券 発 行 高	
金 銭 の 信 託		債 券 募 集 金	
商 品 有 価 証 券		借 用 金	
商 品 国 債		借 入 金	
商 品 地 方 債		当 座 借 越	
商 品 政 府 保 証 債		再 割 引 手 形	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券		売 渡 手 形	
有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
国 債		売 現 先 勘 定	
地 方 債		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
短 期 社 債		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
社 債		預 託 金	
株 式		外 国 為 替	
そ の 他 の 証 券		外 国 他 店 預 り	
貸 出 金		外 国 他 店 借	
割 引 手 形		売 渡 外 国 為 替	
手 形 貸 付		未 払 外 国 為 替	
証 書 貸 付			

現 行

別紙様式第6号 (第5条の2関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
 理 事 長 氏 名 印

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
( 新 設 )		( 新 設 )	
現 金	百万円	預 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
金 融 機 関 貸 付 等		普 通 預 金	
金 融 機 関 貸 付 金		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 預 金	
買 現 先 勘 定		そ の 他 の 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		譲 渡 性 預 金	
		短 期 債 券	
買 入 金 銭 債 権		債 券 発 行 高	
金 銭 の 信 託		債 券 募 集 金	
商 品 有 価 証 券		借 用 金	
商 品 国 債		借 入 金	
商 品 地 方 債		当 座 借 越	
商 品 政 府 保 証 債		再 割 引 手 形	
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券		売 渡 手 形	
有 価 証 券		コ ー ル マ ネ ー	
国 債		売 現 先 勘 定	
地 方 債		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
短 期 社 債		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
社 債		預 託 金	
株 式		外 国 為 替	
そ の 他 の 証 券		外 国 他 店 預 り	
貸 出 金		外 国 他 店 借	
割 引 手 形		売 渡 外 国 為 替	
手 形 貸 付		未 払 外 国 為 替	
証 書 貸 付			

当座貸越  
再預託金  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
(削除)

その他の資産  
有形固定資産  
建物  
土地  
建設仮勘定  
その他の有形固定資産

無形固定資産  
ソフトウェア  
のれん  
保証金権利金  
その他の無形固定資産

債券繰延資産  
債券発行差金  
債券発行費用  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

その他負債  
未決済為替借  
未払費用  
未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
職員預り金  
払戻未済持分  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付商品債券  
売付債券  
金融派生商品  
(削除)

その他の負債  
賞与引当金  
役員賞与引当金  
退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債の部計  
(純資産の部)

出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資払込金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(削除)

利益剰余金  
利益準備金  
特別積立金  
(.....)

( )

当座貸越  
再預託金  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
繰延ヘッジ損失

その他の資産  
動産不動産  
事業用動産  
事業用不動産  
建設仮勘定  
所有動産不動産  
保証金その他  
(新設)

債券繰延資産  
債券発行差金  
債券発行費用  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

その他負債  
未決済為替借  
未払費用  
未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
職員預り金  
払戻未済持分  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付商品債券  
売付債券  
金融派生商品  
繰延ヘッジ利益

その他の負債  
賞与引当金  
(新設)  
退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債計  
会 員 勘 定

出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資払込金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(.....)

利益剰余金  
利益準備金  
特別積立金  
(.....)

( )  
( )  
( )



	振興基金 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失 金) (削除)  (削除) (削除) 処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部合計	   △ △         
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法

	振興基金 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失 金) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 処分未済持分 自己優先出資払込金 自己優先出資 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	   △   △ △ △     
合計	合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(4) 動産不動産の減価償却の方法

(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

(7) 退職給付引当金の計上方法

(新設)

- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ロによる。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただしその変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引帳額

(7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(8) 資産にかかる引当金を直接空除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(9) 信用金庫法施行規則第78条第1号及び第2号に規定する額

(10) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(11) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。

(12) 子会社等（信用金庫法第32条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(13) 特定関係者（信用金庫法第89条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(削 除)

(削 除)

(14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）

(15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針

(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号ロによる。

(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮引帳額

(新 設)

(新 設)

(16) 第10条の20第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額

(17) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(18) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。

(19) 子会社（信用金庫法第32条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(新 設)

(20) 子会社に対する金銭債権総額

(21) 子会社に対する金銭債務総額

(22) リース契約により使用する重要な動産不動産

(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

(24) 資産が担保に供されているときは、その内容

(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

- (18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は貸貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (19) 純資産額の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差
- ① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
  - ② 評価・換算差額等
- (20) 1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
  3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
  4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
  5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
  6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

- (26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は貸貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (27) 貸借対照表上の純資産額から優先出資払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新 設)

(新 設)

- (28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
  3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
  4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
  5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
  6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正案

現行

別紙様式第7号(第25条関係)

別紙様式第7号(第5条の2関係)

第 期 { 年月日から  
年月日まで } 損益計算書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

第 期 { 年月日から  
年月日まで } 損益計算書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	× × ×
(削 除)	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×

金銭の信託運用益	×	×	×			
その他の経常収益	×	×	×			
経常費用				×	×	×
資金調達費用	×	×	×			
預金利息	×	×	×			
譲渡性預金利息	×	×	×			
短期債券利息	×	×	×			
債券利息	×	×	×			
債券発行差資金償却	×	×	×			
借用金利息	×	×	×			
売渡手形利息	×	×	×			
コールマネー利息	×	×	×			
売現先利息	×	×	×			
債券貸借取引支払利息	×	×	×			
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×			
預託金利息	×	×	×			
金利スワップ支払利息	×	×	×			
その他の支払利息	×	×	×			
役務取引等費用	×	×	×			
支払為替手数料	×	×	×			
その他の役務費用	×	×	×			
その他業務費用	×	×	×			
債券発行費用償却	×	×	×			
外国為替売買損	×	×	×			
商品有価証券売買損	×	×	×			
国債等債券売却損	×	×	×			
国債等債券償還損	×	×	×			
国債等債券償却	×	×	×			
金融派生商品費用	×	×	×			
その他の業務費用	×	×	×			
経費	×	×	×			
人件費	×	×	×			
物件費	×	×	×			
税金	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
貸倒引当金繰入額	×	×	×			
貸出金償却	×	×	×			
株式等売却損	×	×	×			
株式等償却	×	×	×			
金銭の信託運用損	×	×	×			

金銭の信託運用益	×	×	×			
その他の経常収益	×	×	×			
経常費用				×	×	×
資金調達費用	×	×	×			
預金利息	×	×	×			
譲渡性預金利息	×	×	×			
短期債券利息	×	×	×			
債券利息	×	×	×			
債券発行差資金償却	×	×	×			
借用金利息	×	×	×			
(新設)						
(新設)						
(新設)						
(新設)						
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×			
預託金利息	×	×	×			
金利スワップ支払利息	×	×	×			
その他の支払利息	×	×	×			
役務取引等費用	×	×	×			
支払為替手数料	×	×	×			
その他の役務費用	×	×	×			
その他業務費用	×	×	×			
債券発行費用償却	×	×	×			
外国為替売買損	×	×	×			
商品有価証券売買損	×	×	×			
国債等債券売却損	×	×	×			
国債等債券償還損	×	×	×			
国債等債券償却	×	×	×			
金融派生商品費用	×	×	×			
その他の業務費用	×	×	×			
経費	×	×	×			
人件費	×	×	×			
物件費	×	×	×			
税金	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
貸倒引当金繰入額	×	×	×			
貸出金償却	×	×	×			
株式等売却損	×	×	×			
株式等償却	×	×	×			
金銭の信託運用損	×	×	×			

その他の資産償却	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
経常利益（又は経常損失）				×	×	×
特別利益				×	×	×
固定資産処分益	×	×	×			
貸倒引当金戻入益	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×			
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
固定資産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
金融先物取引責任準備金繰入益	×	×	×			
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）				×	×	×
前期繰越金				×	×	×
・・・・・・積立金取崩額				×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）				×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載する

その他の資産償却	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
経常利益（又は経常損失）				×	×	×
特別利益				×	×	×
動産不動産処分益	×	×	×			
(新設)	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×			
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
動産不動産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×			
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）				×	×	×
前期繰越金				×	×	×
・・・・・・積立金取崩額				×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）				×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
  2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
  3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
  4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
  7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
- (新設)

こと。

9. 関連当事者との取引に関する事項を会計計算規則第140条の規定に従い記載すること。

10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(新 設)

8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改 正 案	現 行
-------	-----

別紙様式第8号（第25条関係）

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 附属明細書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

(削 除)

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当期増 加 額	当期減 少 額	当期償 却 額	期末帳 簿価額	減価償却 累計額	償 却 累 計 率
有形固定資産 建 物							%

別紙様式第8号（第5条の2関係）

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 附属明細書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

1. 出資金、資本剰余金及び利益剰余金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
出 資 金			
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
その他資本剰余 金			
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金			
特 別 積 立 金			

(記載上の注意)

優先出資を発行している場合には、出資金の次に、出資金の内訳として普通出資金及び優先出資金を追加するとともに、優先出資払込金を追加すること。

2. 土地建物動産

(単位：百万円)

種 類	当期首 残高	当期増 加高	当期減 少高	当期償 却額	当期末 残高	償却累 計額	償却累 計率
土 地							%



土地 建設仮勘定 その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

(2) 引当金

(単位：百万円)

	当 期 首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高		当 期 末 残 高	計上理由及び 算定方法
			目 的 使 用	そ の 他		
貸 倒 引 当 金						
うち個別貸倒引 当金						
合 計						

(記載上の注意)

1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には当該事業年度の減損損失の金額を「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(3) 経費

(単位：千円)

区 分	金 額
人 件 費	

建 物							
動 産							
そ の 他							
合 計							

(記載上の注意)

1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には、当期の減損損失の金額を「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(新 設)

(新 設)

報酬給料手当	
退職給付費用	
その他	
物件費	
事務費	
(うち旅費・交通費)	( )
(うち通信費)	( )
(うち事務機械賃借料)	( )
(うち事務委託費)	( )
動産不動産費	
(うち土地建物賃借料)	( )
(うち保全管理費)	( )
事業費	
(うち広告宣伝費)	( )
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )
人事厚生費	
減価償却費	
無形固定資産償却	
その他	
税金	
合計	

(記載上の注意)

監事が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

(削除)

(新設)

3. リース資産(当年度末現在)

(削除)

(削除)

資産の種類	資産の内容

(記載上の注意)

重要でないものについては一括記載することができる。

4. 引当金

(単位：百万円)

	当期首 残高	当期増 加高	当期減少高		当期末 残高	計上理由及 び算定方法
			目的 使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒引 当金						
合計						

(記載上の注意)

計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

5. 子会社に対する出資

(単位：百万円)

会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減 (△)高	当該会社の 有する当庫の 出資口数
	議決 権数	取得 原価	帳簿 価額	議決 権数	取得 原価	帳簿 価額		
							( )	口
							( )	
							( )	
							( )	
合計							( )	

(記載上の注意)

(削除)

(削除)

(削除)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。
2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。
3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

6. 子会社に対する金銭債権

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

7. 子会社に対する金銭債務

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

8. 子会社との間の取引状況

(単位：百万円)

会社名	収益総額	費用総額	摘要

合	計		

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

2. 事業報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等（当年度末現在）

役 名 氏 名	兼職法人名又は兼業事業名	兼職等先での役職名	摘 要

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人について記載すること。
2. 兼職等する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

① 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 名 氏 名	貸 出 金	当期増減(△)高	債務の保証又は裏書	当期増減(△)高

(記載上の注意)

9. 役員等の兼職等（当年度末現在）

役 職 名 氏 名	兼職法人名又は兼業事業名	兼職等先での役職名	摘 要

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人その他の職員について記載すること。
2. 兼職等する先が金融業を行つている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

10. 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

(1) 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 職 名 氏 名	貸 出 金	当期増減(△)高	債務の保証又は裏書	当期増減(△)高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」の欄には、総合口座取引における当座貸越及び預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

② 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼 職 等 先 名	貸 出 金	当 期 増 減 (△) 高	債 務 の 保 証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (△) 高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人員の兼職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(3) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当 期 中 の 報 酬 支 払 額	総会等で定められた報酬限度額
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(削 除)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人その他の職員と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」の欄には、総合口座取引における当座貸越及び預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(2) 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼 職 等 先 名	貸 出 金	当 期 増 減 (△) 高	債 務 の 保 証 又 は 裏 書	当 期 増 減 (△) 高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人その他の職員の兼職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

11. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当 期 中 の 報 酬 支 払 額	総会等で定められた報酬限度額
理 事		
監 事		
合 計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

12. 経費

(単位：千円)

区 分	金 額

人	件	費	
報	酬	給	料
給	料	手	当
退	職	給	付
給	付	費	用
そ	の	他	
物	件	費	
事	務	費	
(	う	ち	旅
旅	費	・	交
交	通	費	)
(	う	ち	通
通	信	費	)
(	う	ち	事
事	務	機	械
機	械	賃	借
賃	借	料	)
(	う	ち	事
事	務	委	託
委	託	費	)
動	産	不	動
不	動	産	費
(	う	ち	土
土	地	建	物
建	物	賃	借
賃	借	料	)
(	う	ち	保
保	全	管	理
管	理	費	)
事	業	費	
(	う	ち	広
広	告	宣	伝
宣	伝	費	)
(	う	ち	交
交	際	費	・
寄	贈	費	・
諸	会	費	)
人	事	厚	生
厚	生	費	
動	産	不	動
不	動	産	償
償	却		
そ	の	他	
税		金	
合		計	

(記載上の注意)

監事が監事をするに当たつて、参考となるように記載すること。

13. 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合には、その変更の理由を記載すること。

(削除)

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

14. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。



改 正 案

別紙様式第9号 (第25条関係)

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 業務報告書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

区 分	年度	年度	年度	年度
預 金	億円	億円	億円	億円
債 券				
貸 出 金				
会 員				
会 員 外				
う ち 代 理 貸 付				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
特 定 取 引 資 産 (ト レ ー ディング 資 産)				

現 行

別紙様式第9号 (第5条の2関係)

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 業務報告書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

1. 事業の概況

(1) 事業概況等

(記載上の注意)

事業方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 事業成績の推移

区 分	年度	年度	年度	年度
預 金	億円	億円	億円	億円
債 券				
貸 出 金				
会 員				
会 員 外				
う ち 代 理 貸 付				
有 価 証 券				
国 債				
そ の 他				
特 定 取 引 資 産 (ト レ ー ディング 資 産)				

特 定 取 引 負 債 ( ト レ ー デ ィ ン グ 負 債 )				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )				

(記載上の注意)

1. 預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
2. 特定取引資産（トレーディング資産）とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品商品及びその他の特定取引資産という。  
特定取引負債（トレーディング負債）とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引負債をいう。
3. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
4. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実

## 2. 当会の現況

### (1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普 通 出 資 金		
優 先 出 資 金		

### (2) 出資金の状況（当年度末現在）

#### イ. 普通出資

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

特 定 取 引 負 債 ( ト レ ー デ ィ ン グ 負 債 )				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )				

(記載上の注意)

1. 預金、債券、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。
2. 特定取引資産（トレーディング資産）とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品商品及びその他の特定取引資産という。  
特定取引負債（トレーディング負債）とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品及びその他の特定取引負債をいう。
3. 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
4. 必要に応じ、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

(3) 決算期後に生じた当会の状況に関する重要な事実

## 2. 当会の現況

### (1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普 通 出 資 金		
優 先 出 資 金		

### (2) 出資金の状況（当年度末現在）

#### イ. 普通出資

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信 用 金 庫		百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資1口及び普通出資者の出資最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

□. 優先出資

優先出資1口の金額 円

優先出資の総口数の最高限度 □

氏 名 又 は 名 称	出 資 口 数	割 合
	□	%
その他の優先出資者( 名)		
合 計 ( 名)		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口のコ額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員のコ況

イ. 役員数

定款に定める理事数 人

定款に定める監事数 人

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信 用 金 庫		百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資1口及び普通出資者の出資最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

□. 優先出資

優先出資1口の金額 円

優先出資の総口数の最高限度 □

氏 名 又 は 名 称	出 資 口 数	割 合
	□	%
その他の優先出資者( 名)		
合 計 ( 名)		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口のコ額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

(3) 役員のコ況

イ. 役員数

定款に定める理事数 人

定款に定める監事数 人

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	( )	( )
監 事 (うち非常勤)	( )	( )
合 計 (うち非常勤)	( )	( )

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業

（記載上の注意）

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数		
事 務 系	人	人
庶 務 系		
合 計		
平 均 年 齢	歳 月	歳 月
平 均 勤 続 年 数	年 月	年 月

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	( )	( )
監 事 (うち非常勤)	( )	( )
合 計 (うち非常勤)	( )	( )

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	任期満了 年 月 日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業

（記載上の注意）

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。
2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(4) 職員の状況

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数		
事 務 系	人	人
庶 務 系		
合 計		
平 均 年 齢	歳 月	歳 月
平 均 勤 続 年 数	年 月	年 月

平均給与月額	千円	千円
--------	----	----

(記載上の注意)

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店(うち出張所) ( )	店(うち出張所) ( )
	( )	( )
	( )	( )
国内店計	( )	( )
海外店計	( )	( )
合 計	( )	( )
駐在員事務所		

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
  3. 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
- ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止 年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

平均給与月額	千円	千円
--------	----	----

(記載上の注意)

職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店(うち出張所) ( )	店(うち出張所) ( )
	( )	( )
	( )	( )
国内店計	( )	( )
海外店計	( )	( )
合 計	( )	( )
駐在員事務所		

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
  2. 適宜地域別等に区分して記載すること。
  3. 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
- ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

事務所名	開設・廃止 年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。

八. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

二. 当年度新規信用金庫代理業者

氏 名 又 は 名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ハ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等 (当年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当会議決権比率	そ の 他

八. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

二. 当年度新規信用金庫代理業者

氏 名 又 は 名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
合 計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ハ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

(6) 重要な子会社等 (当年度末現在)

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当会議決権比率	そ の 他

				百万円	%	

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

				百万円	%	

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。
2. 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
3. 重要な業務提携の概況を付記すること。

3. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改 正 案

別紙様式第10号 (第25条関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
 理 事 長 氏 名 印

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金	百万円	預 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
(削除)		普 通 預 金	
(削除)		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 預 金	
買 現 先 勘 定		そ の 他 の 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		譲 渡 性 預 金	
		短 期 債 券	
買 入 金 銭 債 権		債 券 発 行 高	
特 定 取 引 資 産		債 券 募 集 金	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		売 付 商 品 債 券	
特 定 取 引 有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		特 定 取 引 売 付 債 券	
特 定 金 融 派 生 商 品		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	
そ の 他 特 定 取 引 資 産		特 定 金 融 派 生 商 品	
金 銭 の 信 託		そ の 他 特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
国 債		借 入 金	
地 方 債		当 座 借 越	
短 期 社 債		再 割 引 手 形	
社 債		売 渡 手 形	
株 式		コ ー ル マ ネ ー	
そ の 他 の 証 券		売 現 先 勘 定	
貸 出 金			

現 行

別紙様式第10号 (第5条の2関係)

第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
 理 事 長 氏 名 印

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
(新 設)		(新 設)	
現 金	百万円	預 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
金 融 機 関 貸 付 等		普 通 預 金	
金 融 機 関 貸 付 金		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 預 金	
買 現 先 勘 定		そ の 他 の 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		譲 渡 性 預 金	
		短 期 債 券	
買 入 金 銭 債 権		債 券 発 行 高	
特 定 取 引 資 産		債 券 募 集 金	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		売 付 商 品 債 券	
特 定 取 引 有 価 証 券		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		特 定 取 引 売 付 債 券	
特 定 金 融 派 生 商 品		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	
そ の 他 特 定 取 引 資 産		特 定 金 融 派 生 商 品	
金 銭 の 信 託		そ の 他 特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
国 債		借 入 金	
地 方 債		当 座 借 越	
短 期 社 債		再 割 引 手 形	
社 債		売 渡 手 形	
株 式		コ ー ル マ ネ ー	
そ の 他 の 証 券		売 現 先 勘 定	
貸 出 金			



割引手形  
手形貸付  
証書貸付  
当座貸越  
代理貸付金  
再預託金  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
(削除)  
その他の資産  
有形固定資産  
建物  
土地  
建設仮勘定  
その他の有形固定資産  
無形固定資産  
ソフトウェア  
のれん  
保証金権利金  
その他の無形固定資産  
債券繰延資産  
債券発行差金  
債券発行費用  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△

(△ )

債券貸借取引受入担保金  
コマーシャル・ペーパー  
預託金  
外国為替  
外国他店預り  
外国他店借  
売渡外国為替  
未払外国為替  
その他負債  
未決済為替借  
未払費用  
未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
職員預り金  
払戻未済持分  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入特定取引有価証券  
借入有価証券  
売付債券  
金融派生商品  
(削除)  
その他の負債  
賞与引当金  
役員賞与引当金  
退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債の部合計  
(純資産の部)  
出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資申込証拠金

割引手形  
手形貸付  
証書貸付  
当座貸越  
代理貸付金  
再預託金  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
繰延ヘッジ損失  
その他の資産  
動産不動産  
事業用動産  
事業用不動産  
建設仮勘定  
所有動産不動産  
保証金その他  
(新設)  
債券繰延資産  
債券発行差金  
債券発行費用  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△

(△ )

債券貸借取引受入担保金  
コマーシャル・ペーパー  
預託金  
外国為替  
外国他店預り  
外国他店借  
売渡外国為替  
未払外国為替  
その他負債  
未決済為替借  
未払費用  
未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
職員預り金  
払戻未済持分  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入特定取引有価証券  
借入有価証券  
売付債券  
金融派生商品  
繰延ヘッジ利益  
その他の負債  
賞与引当金  
(新設)  
退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債計  
会員勘定  
出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資払込金

	<u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>(削除)</u> <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>その他利益剰余金</u> <u>特別積立金</u> <u>(.....)</u> ( ) <u>振興基金</u> <u>当期末処分剰余金</u> <u>(又は当期末処理損失金)</u> <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>自己優先出資</u> △ <u>自己優先出資申込証拠金</u> <u>会員勘定合計</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>純資産の部合計</u>	
資産の部合計	負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定す

	<u>資本剰余金</u> <u>資本準備金</u> <u>その他資本剰余金</u> <u>(.....)</u> ( ) <u>利益剰余金</u> <u>利益準備金</u> <u>特別積立金</u> <u>(新設)</u> <u>(.....)</u> ( ) <u>振興基金</u> <u>当期末処分剰余金</u> <u>(又は当期末処理損失金)</u> <u>当期純利益</u> <u>(又は当期純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>自己優先出資払込金</u> <u>自己優先出資</u> △ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	
合計	合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差

る差額

- ③ 信用金庫法第55条の3第2項の規定により時価を付したときは、その旨、同条第3項のみなし決済をしたときは、その旨
  - ④ 有価固定資産の減価償却の方法
  - ⑤ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑥ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
  - ⑦ 退職給付引当金の計上方法
  - ⑧ リース取引の処理方法
  - ⑨ ヘッジ会計の方法
  - ⑩ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - ⑪ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - ⑫ その他採用した重要な会計方針
- ③ 会計方針又は記載方法を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の利湯及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
  - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- ④ 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ロによる。
- ⑤ 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときには、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- ⑥ 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- ⑦ 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- ⑧ 資産にかかる引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
- ⑨ 信用金庫法施行規則第78条第1号及び第2号に規定する額
- ⑩ 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- ⑪ 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- ⑫ 子会社（信用金庫法第32条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額
- ⑬ 特定関係者（信用金庫法第89条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに金額又は2つ以上の項目について一括した金額

(削 除)

額

- ④ 信用金庫法第55条の3第2項の規定により時価を付したときは、その旨、同条第3項のみなし決済をしたときは、その旨
  - ⑤ 動産不動産の減価償却の方法
  - ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑦ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
  - ⑧ 退職給付引当金の計上方法
- (新 設)
- ⑨ ヘッジ会計の方法
  - ⑩ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - ⑪ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - ⑫ その他採用した重要な会計方針
- ⑬ 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- ⑭ 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
- なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号ロによる。
- ⑮ 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- ⑯ 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (新 設)
- (新 設)
- ⑰ 第10条の20第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
  - ⑱ 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
  - ⑲ 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、預金積金に係る債務はこの限りでない。
  - ⑳ 子会社（信用金庫法第32条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額
- (新 設)
- ㉑ 子会社に対する金銭債権総額

(削除)

- (14) リースにより使用する固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保にかかる債務の金額

(削除)

(削除)

- (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (19) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資額、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差
- ① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金
- ② 評価・換算差額等
- (20) 1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(22) 子会社に対する金銭債務総額

- (23) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (24) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (25) 資産が担保に供されているときは、その内容

(26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(27) 貸借対照表上の純資産額から優先出資払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(28) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(29) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正案

現行

別紙様式第11号（第25条関係）

別紙様式第11号（第5条の2関係）

第 期 { 年月日から  
年月日まで } 損益計算書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
理 事 長 氏 名 印

第 期 { 年月日から  
年月日まで } 損益計算書

年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 信用金庫名  
理 事 長 氏 名 印

科 目	金 額
経 常 収 益	× × × 百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	× × ×
(削 除)	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×

科 目	金 額
経 常 収 益	× × × 百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×

金融派生商品収益	×	×	×	
その他の業務収益	×	×	×	
その他経常収益	×	×	×	
株式等売却益	×	×	×	
金銭の信託運用益	×	×	×	
その他の経常収益	×	×	×	
経常費用		×	×	×
資金調達費用	×	×	×	
預金利息	×	×	×	
譲渡性預金利息	×	×	×	
短期債券利息	×	×	×	
債券利息	×	×	×	
債券発行差金償却	×	×	×	
借入金利息	×	×	×	
売渡手形利息	×	×	×	
コールマネー利息	×	×	×	
売現先利息	×	×	×	
債券貸借取引支払利息	×	×	×	
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×	
預託金利息	×	×	×	
金利スワップ支払利息	×	×	×	
その他の支払利息	×	×	×	
役務取引等費用	×	×	×	
支払為替手数料	×	×	×	
その他の役務費用	×	×	×	
特定取引費用	×	×	×	
商品有価証券費用	×	×	×	
特定取引有価証券費用	×	×	×	
特定金融派生商品費用	×	×	×	
その他の特定取引費用	×	×	×	
その他業務費用	×	×	×	
債券発行費用償却	×	×	×	
外国為替売買損	×	×	×	
国債等債券売却損	×	×	×	
国債等債券償還損	×	×	×	
国債等債券償却	×	×	×	
金融派生商品費用	×	×	×	
その他の業務費用	×	×	×	
経案件費用	×	×	×	

金融派生商品収益	×	×	×	
その他の業務収益	×	×	×	
その他経常収益	×	×	×	
株式等売却益	×	×	×	
金銭の信託運用益	×	×	×	
その他の経常収益	×	×	×	
経常費用		×	×	×
資金調達費用	×	×	×	
預金利息	×	×	×	
譲渡性預金利息	×	×	×	
短期債券利息	×	×	×	
債券利息	×	×	×	
債券発行差金償却	×	×	×	
借入金利息	×	×	×	
(新設)	×	×	×	
(新設)	×	×	×	
(新設)	×	×	×	
(新設)	×	×	×	
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×	
預託金利息	×	×	×	
金利スワップ支払利息	×	×	×	
その他の支払利息	×	×	×	
役務取引等費用	×	×	×	
支払為替手数料	×	×	×	
その他の役務費用	×	×	×	
特定取引費用	×	×	×	
商品有価証券費用	×	×	×	
特定取引有価証券費用	×	×	×	
特定金融派生商品費用	×	×	×	
その他の特定取引費用	×	×	×	
その他業務費用	×	×	×	
債券発行費用償却	×	×	×	
外国為替売買損	×	×	×	
国債等債券売却損	×	×	×	
国債等債券償還損	×	×	×	
国債等債券償却	×	×	×	
金融派生商品費用	×	×	×	
その他の業務費用	×	×	×	
経案件費用	×	×	×	

物	件	費	×	×	×
税		金	×	×	×
その	他の	経	常	費	用
貸	倒	引	当	金	繰
貸	出	金	償	却	
株	式	等	売	却	損
株	式	等	償	却	
金	銭	の	信	託	運
そ	の	他	の	資	産
そ	の	他	の	経	常
経	常	利	益	(	又
特	別	利	益		
固	定	資	産	処	分
貸	倒	引	当	金	戻
償	却	債	権	取	立
金	融	先	物	取	引
証	券	取	引	責	任
そ	の	他	の	特	別
特	別	損	失		
固	定	資	産	処	分
減	損	損	失		
金	融	先	物	取	引
証	券	取	引	責	任
そ	の	他	の	特	別
税	引	前	当	期	純
(	又	は	税	引	前
法	人	税	、	住	民
法	人	税	等	調	整
当	期	純	利	益	(
前	期	繰	越	金	
・	・	・	・	・	・
当	期	未	処	分	剰
(	又	は	当	期	未

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部附益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

物	件	費	×	×	×
税		金	×	×	×
その	他の	経	常	費	用
貸	倒	引	当	金	繰
貸	出	金	償	却	
株	式	等	売	却	損
株	式	等	償	却	
金	銭	の	信	託	運
そ	の	他	の	資	産
そ	の	他	の	経	常
経	常	利	益	(	又
特	別	利	益		
動	産	不	動	産	処
(	新	設			
償	却	債	権	取	立
金	融	先	物	取	引
証	券	取	引	責	任
そ	の	他	の	特	別
特	別	損	失		
動	産	不	動	産	処
減	損	損	失		
金	融	先	物	取	引
証	券	取	引	責	任
そ	の	他	の	特	別
税	引	前	当	期	純
(	又	は	税	引	前
法	人	税	、	住	民
法	人	税	等	調	整
当	期	純	利	益	(
前	期	繰	越	金	
・	・	・	・	・	・
当	期	未	処	分	剰
(	又	は	当	期	未

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部附益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。

8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。

9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。

10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。

(新 設)

(新 設)

8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。



改正案

別紙様式第12号（第25条関係）

第 期 { 年 月 日から } 附属明細書  
 { 年 月 日まで }  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名  
 理 事 長 氏 名 印

(削 除)

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当期増 加 額	当期減 少 額	当期償 却 額	期末帳 簿価額	減価償却 累計額	償却累 計 率
有形固定資産 建 物 土 地 建設仮勘定							%

現 行

別紙様式第12号（第5条の2関係）

第 期 { 年 月 日から } 附属明細書  
 { 年 月 日まで }  
 年 月 日 作成 住 所  
 年 月 日 備付 信用金庫名  
 理 事 長 氏 名 印

1. 出資金、資本剰余金及び利益剰余金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高
出 資 金			
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金			
その他資本剰余 金			
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金			
特 別 積 立 金			

(記載上の注意)

優先出資を発行している場合には、出資金の次に、出資金の内訳として普通出資金及び優先出資金を追加するとともに、優先出資払込金を追加すること。

2. 土地建物動産

(単位：百万円)

種 類	当期 首残高	当期 増加高	当期 減少高	当期 償却額	当期 末残高	償却 累計額	償却 累計率
土 地							%
建 物							

その他の有形 固定資産							
有形固定資産計							
無形固定資産 ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形 固定資産							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

1. 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
2. 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。

(2) 引当金

(単位：百万円)

	当期首 残高	当期 増加高	当期減少高		当期末 残高	計上理由及び 算定方法
			目的 使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒引 当金						
合 計						

(記載上の注意)

1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には当該事業年度の減損損失の金額を「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(3) 経費

(単位：千円)

区 分	金 額
人 件 費	
報 酬 給 料 手 当	

動 産							
そ の 他							
合 計							

(記載上の注意)

1. 減損損失累計額を取得価額から直接控除している場合には、当期の減損損失の金額を「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。
2. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載すること。

(新 設)

(新 設)

退職給付費用	
その他	
物件費	
事務費	
(うち旅費・交通費)	( )
(うち通信費)	( )
(うち事務機械賃借料)	( )
(うち事務委託費)	( )
動産不動産費	
(うち土地建物賃借料)	( )
(うち保全管理費)	( )
事業費	
(うち広告宣伝費)	( )
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )
人事厚生費	
減価償却費	
有形固定資産償却	
その他	
税金	
合計	

(記載上の注意)

監事が監査をするについて、参考となるように記載すること。

(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

(削除)

(新設)

3. リース資産(当年度末現在)

資産の種類	資産の内容
-------	-------

(削除)

(削除)


(記載上の注意)

重要でないものについては一括記載することができる。

4. 引当金

(単位：百万円)

	当期首 残高	当期増 加高	当期減少高		当期末 残高	計上理由及 び算定方法
			目的 使用	その他		
貸倒引当金						
うち個別貸倒引 当金						
合 計						

(記載上の注意)

計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

5. 子会社に対する出資

(単位：百万円)

会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減 (△)高	当該会社の 有する当庫の 出資口数
	議決 権数	取得 原価	帳簿 価額	議決 権数	取得 原価	帳簿 価額		
							( )	口
							( )	
							( )	
							( )	
合 計							( )	—

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。

3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。

6. 子会社に対する金銭債権

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

7. 子会社に対する金銭債務

(単位：百万円)

会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
合計			

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

8. 子会社との間の取引状況

(単位：百万円)

会社名	収益総額	費用総額	摘要

合	計		

(記載上の注意)

信用金庫法第32条第5項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。

2. 事業報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等（当年度末現在）

役 名 氏 名	兼職法人名又は 兼 業 事 業 名	兼 職 等 先 での 役 職 名	摘 要

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人について記載すること。
2. 兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

① 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 名 氏 名	貸 出 金	当期増減 (△) 高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△) 高

(記載上の注意)

9. 役員等の兼職等（当年度末現在）

役 職 名 氏 名	兼職法人名又は 兼 業 事 業 名	兼 職 等 先 での 役 職 名	摘 要

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人その他の職員について記載すること。
2. 兼職等する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。

10. 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

(1) 役員等との間の取引状況

(単位：百万円)

役 職 名 氏 名	貸 出 金	当期増減 (△) 高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△) 高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」の欄には、総合口座取引における当座貸越及び預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

② 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼職等先名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人の兼職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは債券を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(3) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区	分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理	事		
監	事		
合	計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

(削除)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は支配人その他の職員と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」の欄には、総合口座取引における当座貸越及び預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

(2) 役員等の兼職等先との間の取引状況

(単位：百万円)

兼職等先名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第33条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び支配人その他の職員の兼職等先と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職等の認可を受けていない場合であっても、役員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する株式会社及び資本の100分の50を超える出資口数を有する有限会社と信用金庫連合会との間の取引について記載すること。
2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは債券を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。

11. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区	分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理	事		
監	事		
合	計		

(記載上の注意)

理事及び監事に対する退職手当金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

12. 経費

(単位：千円)

区	分	金額

人	件	費	
報	酬	給	料
給	料	手	当
退	職	給	付
給	付	費	用
そ	の	他	
物	件	費	
事	務	費	
(	う	ち	旅
旅	費	・	交
交	通	費	)
(	う	ち	通
通	信	費	)
(	う	ち	事
事	務	機	械
機	械	賃	借
賃	借	料	)
(	う	ち	事
事	務	委	託
委	託	費	)
動	産	不	動
不	動	産	費
(	う	ち	土
土	地	建	物
建	物	賃	借
賃	借	料	)
(	う	ち	保
保	全	管	理
管	理	費	)
事	業	費	
(	う	ち	広
広	告	宣	伝
宣	伝	費	)
(	う	ち	交
交	際	費	・
寄	贈	費	・
諸	会	費	)
人	事	厚	生
厚	生	費	
動	産	不	動
不	動	産	償
償	却		
そ	の	他	
税		金	
合		計	

(記載上の注意)

監事が監事をするに当たつて、参考となるように記載すること。

13. 会計方針の変更理由

(記載上の注意)

貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合には、その変更の理由を記載すること。

(削除)



(4) その他の重要な事項

(記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

14. その他

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改 正 案
<p>別紙様式第13号 (第131条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">(信用金庫名) (所在地)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫名) (理 事 長 氏名) 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第1 事業概況書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の概況</li> <li>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</li> <li>3. 役職員数</li> <li>4. 出資金</li> <li>5. 地区及び事務所等</li> <li>6. <u>金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引</u></li> <li>7. 商品有価証券</li> <li>8. 有価証券</li> <li>9. 貸出金</li> <li>10. <u>有形固定資産及び無形固定資産</u></li> <li>11. 預金及び定期積金</li> <li>12. 借入金</li> <li>13. 債務保証</li> <li>14. 貸倒引当金</li> <li>15. 単体自己資本比率</li> </ol> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>第4 剰余金処分計算書</p> <p>第5 損失金処理計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。</li> <li>2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。</li> <li>3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。</li> </ol>

現 行
<p>別紙様式第13号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">(信用金庫名) (所在地)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫名) (理 事 長 氏名) 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第1 事業概況書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の概況</li> <li>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</li> <li>3. 役職員数</li> <li>4. 出資金</li> <li>5. 地区及び事務所等</li> <li>6. <u>金融機関貸付等</u></li> <li>7. 商品有価証券</li> <li>8. 有価証券</li> <li>9. 貸出金</li> <li>10. <u>動産不動産</u></li> <li>11. 預金及び定期積金</li> <li>12. 借入金</li> <li>13. 債務保証</li> <li>14. 貸倒引当金</li> <li>15. 単体自己資本比率</li> </ol> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>第4 剰余金処分計算書</p> <p>第5 損失金処理計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。</li> <li>2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。</li> <li>3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。</li> </ol>

第 1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

1. 事業の概況

(信用金庫名)


(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

年 月 日	名 称	概 要	年 月 日	名 称	概 要

~~~~~

~~~~~


(記載上の注意)

総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類（会員、総代、理事等）別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。

3. 役職員数

定款に定める理事数        人  
定款に定める監事数        人

第 1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

1. 事業の概況

(信用金庫名)


(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

年 月 日	名 称	概 要	年 月 日	名 称	概 要

~~~~~

~~~~~


(記載上の注意)

総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類（組合員、総代、理事等）別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。

3. 役職員数

定款に定める理事数        人  
定款に定める監事数        人

区 分		前 期 末	前 期 末	増 減 ( △ )
員 数	理 事 (うち非常勤)	( ) 人	( ) 人	( ) 人
	監 事 (うち非常勤)	( )	( )	( )
	計 (うち非常勤)	( )	( )	( )
職 員 数	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

#### 4. 出資金

##### I 出資金の推移

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金		百万円	百万円
普通出資金			
優先出資金			

##### II 普通出資（当期末現在）

普通出資1口の金額 円  
 普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
個 人		百万円	百万円
法 人			

区 分		前 期 末	前 期 末	増 減 ( △ )
員 数	理 事 (うち非常勤)	( ) 人	( ) 人	( ) 人
	監 事 (うち非常勤)	( )	( )	( )
	計 (うち非常勤)	( )	( )	( )
職 員 数	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

#### 4. 出資金

##### I 出資金の推移

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金		百万円	百万円
普通出資金			
優先出資金			

##### II 普通出資（当期末現在）

普通出資1口の金額 円  
 普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
個 人			
法 人			

合	計						
---	---	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資(当期末現在)

優先出資1口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 □  
 自己の優先出資の所有口数 □

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受) 価 額	割合
政府及び地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

5. 地区及び事務所等

当期末現在

I 地区

都道府県名	市郡名	町村名	備考

合	計						
---	---	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資(当期末現在)

優先出資1口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 □  
 自己の優先出資の所有口数 □

区 分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受) 価 額	割合
政府及び地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
個人その他						
合 計		100.0		100.0		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 「発行(引受)価額」欄には、発行時における発行(引受)価額を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

5. 地区及び事務所等

当期末現在

I 地区

都道府県名	市郡名	町村名	備考


(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において拡張した地区については、備考欄に注記すること。
2. 当該年度の中途において縮小した地区については、現有地区を列記した後に記載すること。

II 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名 称	開 設 年 月 日	廃 止 日	所 在 地

~~~~~  
~~~~~


(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。  
(削 除)

2. 店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開 設 年 月 日	廃 止 日	所 在 地

~~~~~  
~~~~~



(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において拡張した地区については、備考欄に注記すること。
2. 当該年度の中途において縮小した地区については、現有地区を列記した後に記載すること。

II 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名 称	開 設 年 月 日	廃 止 日	所 在 地	不動産の状況

~~~~~  
~~~~~


(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有別を記載すること。
3. 代理店及び店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開 設 年 月 日	廃 止 日	所 在 地	不動産の状況

~~~~~  
~~~~~


(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

(削除)

2. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者  
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

III 事務所の概況

名 称	常勤役 職員数	預 金	貸 出 金	1 人 当 たり 資 金 量	備 考
		百万円	百万円	百万円	


(記載上の注意)

1. 「常勤役職員数」欄には、常勤庶民系職員（用務員、運転手等）を含めて記載すること。

2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況を記載し、備考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

6. 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

当期末残高内訳

取 引 先	利 率	金 額	担 保		
			種 類	数 量	価 額
	%	百万円			百万円


(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。

3. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者  
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

III 事務所の概況

名 称	常勤役 職員数	預 金	貸 出 金	1 人 当 たり 資 金 量	備 考
		百万円	百万円	百万円	


(記載上の注意)

1. 「常勤役職員数」欄には、常勤庶民系職員（用務員、運転手等）を含めて記載すること。

2. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に廃止年月日を基準日とした概況を記載し、備考欄には当該事務所の資産負債を引き継いだ事務所名を注記すること。

6. 金融機関貸付等

当期末残高内訳

取 引 先	利 率	金 額	担 保		
			種 類	数 量	価 額
	%	百万円			百万円



(記載上の注意)

買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借引支払保証金、割引手形、手形貸付及び証書貸付等に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。

7. 商品有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券				
合 計				

8. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			


(記載上の注意)

金融機関貸付金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金の順序に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。

7. 商品有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券				
合 計				

8. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			



公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	( )	( )	( )
株 式 ( )			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
(うち円貨建)	( )	( )	( )
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

#### 9. 貸出金

当期末残高内訳

##### I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1口当たり金額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。

##### II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	
			先 数	金 額

公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	( )	( )	( )
株 式 ( )			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
(うち円貨建)	( )	( )	( )
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

#### 9. 貸出金

当期末残高内訳

##### I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1口当たり金額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。

##### II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	
			先 数	金 額

30万円未満		百万円		百万円
30万円以上 50万円未満				
50万円以上 100万円未満				
100万円以上 300万円未満				
300万円以上 500万円未満				
500万円以上 700万円未満				
700万円以上1,000万円未満				
1,000万円以上3,000万円未満				
3,000万円以上5,000億円未満				
5,000万円以上 1億円未満				
1億円以上 3億円未満				
3億円以上 5億円未満				
5億円以上 8億円未満				
8億円以上 10億円未満				
10億円以上 15億円未満				
15億円以上 20億円未満				
20億円以上				
合 計				

(記載上の注意)

「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。

III 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金 額 別	令第8条第1項第1号に該当するもの	令第8条第1項第2号に該当するもの	令第8条第1項第3号に該当するもの	令第8条第1項第4号に該当するもの	令第8条第1項第5号に該当するもの	令第8条第1項第6号に該当するもの	令第8条第1項第7号に該当するもの

30万円未満		百万円		百万円
30万円以上 50万円未満				
50万円以上 100万円未満				
100万円以上 300万円未満				
300万円以上 500万円未満				
500万円以上 700万円未満				
700万円以上1,000万円未満				
1,000万円以上3,000万円未満				
3,000万円以上5,000億円未満				
5,000万円以上 1億円未満				
1億円以上 3億円未満				
3億円以上 5億円未満				
5億円以上 8億円未満				
8億円以上 10億円未満				
10億円以上 15億円未満				
15億円以上 20億円未満				
20億円以上				
合 計				

(記載上の注意)

「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。

III 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金 額 別	令第8条第1項第1号に該当するもの	令第8条第1項第2号に該当するもの	令第8条第1項第3号に該当するもの	令第8条第1項第4号に該当するもの	令第8条第1項第5号に該当するもの	令第8条第1項第6号に該当するもの



15億円未満																				
15億円以上 20億円未満																				
20億円以上																				
合 計																				

(注)「令」とは、信用金庫法施行令をいう。

IV 担保別

種 類	貸 出	金 額	
		う ち	会 員 外
当 庫 預 金 積 金	百万円		百万円
有 価 証 券			
有 形 固 定 資 産			
建 物			
土 地			
その他有形固定資産			
無 形 固 定 資 産			
不 動 産			
そ の 他			
計			
信用保証協会・信用保険			
保 証			
信 用			
合 計			

(記載上の注意)

1. 「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。
2. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順に担保価額により按分して記載す

15億円未満																				
10億円以上 15億円未満																				
15億円以上																				
合 計																				

(注)「令」とは、信用金庫法施行令をいう。

IV 担保別

種 類	貸 出	金 額	
		う ち	会 員 外
当 庫 預 金 積 金	百万円		百万円
有 価 証 券			
動 産			
(新 設)			
(新 設)			
(新 設)			
(新 設)			
不 動 産			
そ の 他			
計			
信用保証協会・信用保険			
保 証			
信 用			
合 計			

(記載上の注意)

1. 「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。
2. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順に担保価額により按分して記載す

ること。

10. 有形固定資産及び無形固定資産

当期末現在

I 事業用有形固定資産及び無形固定資産

種	類	価	額
土	地		百万円
建	物		
そ	の	他	
合	計		

(記載上の注意)

- 「その他」は、敷金（不動産関係保証金を含む。）、権利金、不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

II 所有有形固定資産及び無形固定資産

種	類	価	額
土	地		百万円
建	物		
そ	の	他	
合	計		

(記載上の注意)

- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価と再評価の直前の帳簿価額の差額 所有土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

11. 預金及び定期積金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金者	法	人

すること。

10. 動産不動産

当期末現在

I 事業用動産不動産

種	類	面	積	価	額
土	地		平方メートル		百万円
建	物				
そ	の	他			
合	計				

(記載上の注意)

- 「その他」は、敷金（不動産関係保証金を含む。）、権利金、不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

II 所有動産不動産

種	類	面	積	価	額
土	地		平方メートル		百万円
建	物				
そ	の	他			
合	計				

(記載上の注意)

- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価と再評価の直前の帳簿価額の差額 所有土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

11. 預金及び定期積金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金者	法	人

預金種目	個人	法人				合計
		一般法人	金融機関	公 金	計	
当 座 預 金	□	□	□	□	□	□
普 通 預 金						
貯 蓄 預 金						
通 知 預 金						
別 段 ・ 納 税 準 備 預 金						
定 期 預 金						
定 期 積 金						
そ の 他 預 金						
合 計						
( 構 成 比 )	%	%	%	%	%	100.0 %

II 預金者別金額

預金種目 \ 預金者	個人	法人				合計	1口当たり金額
		一般法人	金融機関	公 金	計		
当 座 預 金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円
普 通 預 金							
貯 蓄 預 金							
通 知 預 金							
別 段 ・ 納 税 準 備 預 金							
定 期 預 金							
定 期 積 金							
そ の 他 預 金							

預金種目	個人	法人				合計
		一般法人	金融機関	公 金	計	
当 座 預 金	□	□	□	□	□	□
普 通 預 金						
貯 蓄 預 金						
通 知 預 金						
別 段 ・ 納 税 準 備 預 金						
定 期 預 金						
定 期 積 金						
そ の 他 預 金						
合 計						
( 構 成 比 )	%	%	%	%	%	100.0 %

II 預金者別金額

預金種目 \ 預金者	個人	法人				合計	1口当たり金額
		一般法人	金融機関	公 金	計		
当 座 預 金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円
普 通 預 金							
貯 蓄 預 金							
通 知 預 金							
別 段 ・ 納 税 準 備 預 金							
定 期 預 金							
定 期 積 金							
そ の 他 預 金							

合 計							
( 構 成 比 )	%	%	%	%	%	100.0 %	

III 金額別

預 金 者 金 額	会 員		会 員 外		合 計	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
10万円未満	口	百万円	口	百万円	口	百万円
10万円以上 30万円未満						
30万円以上 50万円未満						
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 300万円未満						
300万円以上 500万円未満						
500万円以上1,000万円未満						
1,000万円以上3,000万円未満						
3,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 3億円未満						
3億円以上						
合 計						

IV 預金等総額の状況

	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億円	億円

(記載上の注意)

預金等総額は、信用金庫法施行令第5条の2第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。

合 計							
( 構 成 比 )	%	%	%	%	%	100.0 %	

III 金額別

預 金 者 金 額	会 員		会 員 外		合 計	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
10万円未満	口	百万円	口	百万円	口	百万円
10万円以上 30万円未満						
30万円以上 50万円未満						
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 300万円未満						
300万円以上 500万円未満						
500万円以上1,000万円未満						
1,000万円以上3,000万円未満						
3,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 3億円未満						
3億円以上						
合 計						

IV 預金等総額の状況

	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	億円	億円

(記載上の注意)

預金等総額は、信用金庫法施行令第5条の2第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。

12. 借入金

当期末残高内訳

種 類	取 引 先	利 率	金 額	担 保 内 訳		
				種 類	数 量	価 額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

- 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順序に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
- 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

13. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口 数	金 額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け	口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証		
ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証		
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け		
ホ. その他の保証又は手形の引受け		
合 計		

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

12. 借入金

当期末残高内訳

取 引 先	種 類	利 率	金 額	担 保 内 訳		
				種 類	数 量	価 額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

- 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順序に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
- 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

13. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口 数	金 額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け	口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証		
ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証		
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け		
ホ. その他の保証又は手形の引受け		
合 計		

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。



## 14. 貸倒引当金

当期末現在

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外を取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	有税	百万円

## 15. 単体自己資本比率

当期末現在

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	自己資本総額(A+B) (C)	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額		
優先出資申込証拠金					
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金			控除項目不参入額	△	△
その他利益剰余金			控除項目計(D)		
特別積立金					

## 14. 貸倒引当金

当期末現在

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外を取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	有税	百万円

## 15. 単体自己資本比率

当期末現在

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	自己資本総額(A+B) (C)	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額		
優先出資払込金					
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金			控除項目不参入額	△	△
(新設)			控除項目計(D)		
特別積立金					

(削除)			自己資本額 (C-D) (E)		
その他					
その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分			資産 (オン・バランス) 項目		
自己優先出資申込証拠金			オフ・バランス取引項目		
自己優先出資	△	△	リスク・アセット等計 (F)		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△			
基本的項目 (A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1比率 (A/F)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法第11条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。

次期繰越金			自己資本額 (C-D) (E)		
その他					
その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分			資産 (オン・バランス) 項目		
自己優先出資払込金			オフ・バランス取引項目		
自己優先出資	△	△	リスク・アセット等計 (F)		
営業権相当額	△	△			
(新設)					
基本的項目 (A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1比率 (A/F)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法第11条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。

3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

(削除)

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	百万円	預金	百万円
預け金		当座預金	
(削除)		普通預金	
(削除)		貯蓄預金	
買入手形		通知預金	
コールローン		定期預金	
買現先勘定		その他の預金	
債券貸借取引支払保証金		譲渡性預金	
		借入金	
買入金銭債権		当座借越	
金銭の信託		再割引手形	
商品有価証券		売渡手形	
商品国債		コールマネー	
商品地方債		売現先勘定	
商品政府保証債		債券貸借取引受入担保金	
その他の商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		外国為替	
国債		外国他店預り	
地方債		外国他店借	
短期社債		売渡外国為替	
社債		未払外国為替	
株式		その他負債	
その他の証券		未決済為替借	
貸出金		未払費用	
割引手形		給付補てん備金	
手形貸付		未払法人税等	
証書貸付		前受収益	
当座貸越		払戻未済金	
外国為替		払戻未済持分	
外国他店預け			

3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

4. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫名)

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
(新設)		(新設)	
現金	百万円	預金	百万円
預け金		当座預金	
金融機関貸付等		普通預金	
金融機関貸付金		貯蓄預金	
買入手形		通知預金	
コールローン		定期預金	
買現先勘定		その他の預金	
債券貸借取引支		譲渡性預金	
払保証金		借入金	
買入金銭債権		当座借越	
金銭の信託		再割引手形	
商品有価証券		売渡手形	
商品国債		コールマネー	
商品地方債		売現先勘定	
商品政府保証債		債券貸借取引受入担保金	
その他の商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
有価証券		外国為替	
国債		外国他店預り	
地方債		外国他店借	
短期社債		売渡外国為替	
社債		未払外国為替	
株式		その他負債	
その他の証券		未決済為替借	
貸出金		未払費用	
割引手形		給付補てん備金	
手形貸付		未払法人税等	
証書貸付		前受収益	
当座貸越		払戻未済金	
外国為替		払戻未済持分	
外国他店預け			

外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
信金中金出資金  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
(削除)

その他の資産  
有形固定資産  
建物  
土地  
建設仮勘定  
その他の有形固定資産

無形固定資産  
ソフトウェア  
のれん  
保証金権利金  
その他の無形固定資産  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

職員預り金  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付商品債券  
売付債券  
金融派生商品  
(削除)

その他の負債  
賞与引当金  
役員賞与引当金  
退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債の部合計  
(純資産の部)

出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資申込証拠金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(削除)

利益剰余金  
利益準備金  
その他利益剰余金  
特別積立金  
(.....)

当期末処分剰余金  
(又は当期末処理損失  
金)  
(削除)

(削除)

外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
信金中金出資金  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
繰延ヘッジ損失  
その他の資産  
動産 不動産  
事業動産  
事業用不動産  
建設仮勘定  
所有動産 不動産  
保証金その他  
(新設)

繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

職員預り金  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付商品債券  
売付債券  
金融派生商品  
繰延ヘッジ利益  
その他の負債  
賞与引当金  
(新設)

退職給与引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債計

会 員 勘 定  
出 資 金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資払込金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(.....)

利益剰余金  
利益準備金  
(新設)  
特別積立金  
(.....)

当期末処分剰余金  
(又は当期末処理損失  
金)  
当期純利益  
(又は当期純損失)

土地再評価差額金

( )

( )

	(削除)	
	処分未済持分	△
	自己優先出資	△
	自己優先出資申込証拠金	
	会員勘定合計	
	その他有価証券評価差額金	
	繰延ヘッジ損益	
	土地再評価差額金	
	評価・換算差額等合計	
	純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

	株式等評価差額金	
	処分未済持分	△
	自己優先出資払込金	
	自己優先出資	△
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
合計		合計

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(4) 動産不動産の減価償却の方法

(5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

(6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

(7) 退職給付引当金の計上方法

(新設)

(8) ヘッジ会計の方法

(9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(11) その他採用した重要な会計方針

(12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第1項第5号口による。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただしその変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(8) 資産にかかる引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(9) 信用金庫法施行規則第78条第1号及び第2号に規定する額

(10) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(11) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。

(12) 子会社等（信用金庫法第32条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(13) 特定関係者（信用金庫法第89条で準用する銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(削除)

(削除)

(14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）

(15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(19) 純資産額の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差

① 申込期日経過後における優先出資申し込み証拠金

② 評価・換算差額等

(20) 1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）

(13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号口による。

(14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(新設)

(新設)

(16) 第10条の20第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額

(17) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(18) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。

(19) 子会社（信用金庫法第32条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(新設)

(20) 子会社に対する金銭債権総額

(21) 子会社に対する金銭債務総額

(22) リース契約により使用する重要な動産不動産

(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

(24) 資産が担保に供されているときは、その内容

(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(27) 貸借対照表上の純資産額から優先出資払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新設)

(21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損益計算書

第 期 [ 年 月 日から ]  
[ 年 月 日まで ] (信用金庫名)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	× × ×
(削 除)	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×

(新 設)

(28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損益計算書

第 期 [ 年 月 日から ]  
[ 年 月 日まで ] (信用金庫名)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×

その他経常収益	× × ×	
株式等売却益	× × ×	
金銭の信託運用益	× × ×	
その他の経常収益	× × ×	
経常費用		× × ×
資金調達費用	× × ×	
預金利息	× × ×	
給付補てん備金繰入額	× × ×	
譲渡性預金利息	× × ×	
借用金利息	× × ×	
売渡手形利息	× × ×	
コールマネー利息	× × ×	
売現先利息	× × ×	
債券貸借取引支払利息	× × ×	
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
金利スワップ支払利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
支払為替手数料	× × ×	
その他の役務費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
外国為替売買損	× × ×	
商品有価証券売買損	× × ×	
国債等債券売却損	× × ×	
国債等債券償還損	× × ×	
国債等債券償却	× × ×	
金融派生商品費用	× × ×	
その他の業務費用	× × ×	
経費	× × ×	
人件費	× × ×	
物件費	× × ×	
税金	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
貸出金償却	× × ×	
株式等売却損	× × ×	
株式等償却	× × ×	
金銭の信託運用損	× × ×	
その他の資産償却	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
固定資産処分益	× × ×	
貸倒引当金戻入益	× × ×	
償却債権取立益	× × ×	
金融先物取引責任準備金取崩額	× × ×	

その他経常収益	× × ×	
株式等売却益	× × ×	
金銭の信託運用益	× × ×	
その他の経常収益	× × ×	
経常費用		× × ×
資金調達費用	× × ×	
預金利息	× × ×	
給付補てん備金繰入額	× × ×	
譲渡性預金利息	× × ×	
借用金利息	× × ×	
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(新設)		
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
金利スワップ支払利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
支払為替手数料	× × ×	
その他の役務費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
外国為替売買損	× × ×	
商品有価証券売買損	× × ×	
国債等債券売却損	× × ×	
国債等債券償還損	× × ×	
国債等債券償却	× × ×	
金融派生商品費用	× × ×	
その他の業務費用	× × ×	
経費	× × ×	
人件費	× × ×	
物件費	× × ×	
税金	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
貸出金償却	× × ×	
株式等売却損	× × ×	
株式等償却	× × ×	
金銭の信託運用損	× × ×	
その他の資産償却	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
動産不動産処分益	× × ×	
(新設)		
償却債権取立益	× × ×	
金融先物取引責任準備金取崩額	× × ×	



証券取引責任準備金取崩額	×	×	×		
その他の特別利益	×	×	×		
特別損失			×	×	×
固定資産処分損	×	×	×		
減損損失	×	×	×		
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×		
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×		
その他の特別損失	×	×	×		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)			×	×	×
法人税、住民税及び事業税			×	×	×
法人税等調整額			×	×	×
当期純利益(又は当期純損失)			×	×	×
前期繰越金			×	×	×
.....積立金取崩額			×	×	×
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)			×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 剰余金処分計算書

第 期 { 年 月 日から }  
 { 年 月 日まで } (信用金庫名)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	円

証券取引責任準備金取崩額	×	×	×		
その他の特別利益	×	×	×		
特別損失			×	×	×
動産不動産処分損	×	×	×		
減損損失	×	×	×		
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×		
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×		
その他の特別損失	×	×	×		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)			×	×	×
法人税、住民税及び事業税			×	×	×
法人税等調整額			×	×	×
当期純利益(又は当期純損失)			×	×	×
前期繰越金			×	×	×
.....積立金取崩額			×	×	×
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)			×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
  2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
  3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
  4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
  5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
  6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
  7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
- (新 設)
8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 剰余金処分計算書

第 期 { 年 月 日から }  
 { 年 月 日まで } (信用金庫名)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	円

積立金取崩額	
剰余金処分額	
利益準備金	
普通出資に対する配当金	(年 %)
優先出資に対する配当金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	( 円につき 円の割合)
役員賞与金	
特別積立金	
次期繰越金	

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第5 損失金処理計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫名)

科 目	金 額

積立金取崩額	
剰余金処分額	
利益準備金	
普通出資に対する配当金	(年 %)
優先出資に対する配当金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	( 円につき 円の割合)
役員賞与金	
特別積立金	
次期繰越金	

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。 。

第5 損失金処理計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫名)

科 目	金 額

当 期 未 処 理 損 失 金	円
損 失 金 処 理 額	
積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

当 期 未 処 理 損 失 金	円
損 失 金 処 理 額	
積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

改 正 案

別紙様式第13号の2（第131条第2項関係）  
（日本工業規格 A 4）

連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

(信用金庫名) \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

年 月 日

殿

(信用金庫名) \_\_\_\_\_  
 (理事長 氏名 印) \_\_\_\_\_

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書  
目 次

		頁
第 1	事業概況書	
	1. 事業の概要	.....
	2. 子会社等の状況	.....
	3. 連結自己資本比率の状況	.....
第 2	連結財務諸表	
	1. 連結財務諸表の作成方針	.....
	2. 連結貸借対照表	.....
	3. 連結損益計算書	.....
	4. 連結剰余金計算書	.....

第 1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書

1 事業の概要  
（記載上の注意）  
 信用金庫及びその子会社等（信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況  
 子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増 減 ( △ )
--	-------	-------	-----------

現 行

別紙様式第13号の2（第20条第2項関係）  
（日本工業規格 A 4）

連 結 業 務 報 告 書

〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

(信用金庫名) \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

年 月 日

殿

(信用金庫名) \_\_\_\_\_  
 (理事長 氏名 印) \_\_\_\_\_

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書  
目 次

		頁
第 1	事業概況書	
	1. 事業の概要	.....
	2. 子会社等の状況	.....
	3. 連結自己資本比率の状況	.....
第 2	連結財務諸表	
	1. 連結財務諸表の作成方針	.....
	2. 連結貸借対照表	.....
	3. 連結損益計算書	.....
	4. 連結剰余金計算書	.....

第 1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書

1 事業の概要  
（記載上の注意）  
 信用金庫及びその子会社等（信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況  
 子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増 減 ( △ )
--	-------	-------	-----------

子会社等 子法人等 関連法人等			
合計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を、「子法人等」とは信用金庫法施行規則第127条第1号に規定する子法人等のうち信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは信用金庫法施行規則第127条第2号に規定する関連法人等をいう。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
資本剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達に準ずるもの		
利益剰余金					
連結子会社の少数株主持分					
その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分					
自己優先出資申込証拠金					
自己優先出資	△	△	控除項目不参入額	△	△
営業権相当額	△	△	控除項目計(D)		
のれん	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
基本的項目(A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		

子会社等 子法人等 関連法人等			
合計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは信用金庫法第32条第5項に規定する子会社を、「子法人等」とは信用金庫法施行規則第16条の12第1号に規定する子法人等のうち信用金庫法第32条第5項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは信用金庫法施行規則第16条の12第2号に規定する関連法人等をいう。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
優先出資払込金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
資本剰余金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達に準ずるもの		
利益剰余金					
連結子会社の少数株主持分					
その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分					
自己優先出資払込金					
自己優先出資	△	△	控除項目不参入額	△	△
営業権相当額	△	△	控除項目計(D)		
連結調整勘定相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)		
基本的項目(A)					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		

負債性資本調達種手段等					
負債性資本調達手段			リスクアセット等計 (F)		
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不参入額					
補完的項目 (B)	△	△			
自己資本総額 (A+B) (C)			Tier1比率 (A/F)	%	%
			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号に規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

(削除)

## 第2 連結財務諸表

### 1 連結財務諸表の作成方針

信用金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債、少数株持ち分及び会員勘定	金 額
(資本の部)		(負債の部)	

負債性資本調達種手段等					
負債性資本調達手段			リスクアセット等計 (F)		
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不参入額					
補完的項目 (B)	△	△			
自己資本総額 (A+B) (C)			Tier1比率 (A/F)	%	%
			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第10条の7第1項第3号に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は、「営業相当額」に含めること。

## 第2 連結財務諸表

### 1 連結財務諸表の作成方針

信用金庫及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債、少数株持ち分及び会員勘定	金 額
(新設)		(新設)	

<u>預金及び預け金</u> <u>(削除)</u> 金銭の信託 商品有価証券 有価証券 貸出金 外国為替 その他の資産 <u>有形固定資産</u> <u>無形固定資産</u> <u>のれん</u> <u>その他無形固定資産</u> 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 <u>(削除)</u> 債務保証見返 貸倒引当金	△
<u>資産の部合計</u>	

<u>預金積金</u> <u>譲渡性預金</u> <u>借入金</u> コマーシャルペーパー 外国為替 その他負債 賞与引当金 <u>役員賞与引当金</u> <u>退職給付引当金</u> <u>特別法上の引当金</u> <u>繰延税金負債</u> <u>再評価に係る繰延税金負債</u> <u>連結調整勘定</u> <u>債務保証</u>	
<u>負債の部合計</u>	
<u>(削除)</u> <u>(純資産の部)</u> <u>出資金</u> <u>優先出資払込証拠金</u> <u>資本剰余金</u> <u>利益剰余金</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>自己優先出資</u> △ <u>自己優先出資申込証拠金</u> <u>会員勘定合計</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>少数株主持分</u> <u>純資産の部合計</u>	△ △
<u>負債及び純資産の部合計</u>	

(記載上の注意)

<u>預金及び預け金</u> <u>金融機関貸付等</u> <u>金銭の信託</u> <u>商品有価証券</u> <u>有価証券</u> <u>貸出金</u> <u>外国為替</u> <u>その他の資産</u> <u>動産不動産</u> <u>(新設)</u>	
<u>繰延税金資産</u> <u>再評価に係る繰延税金資産</u> <u>連結調整勘定</u> <u>債務保証見返</u> <u>貸倒引当金</u>	△
<u>合計</u>	

(記載上の注意)

<u>預金積金</u> <u>譲渡性預金</u> <u>借入金</u> コマーシャルペーパー 外国為替 その他負債 賞与引当金 <u>(新設)</u> <u>退職給付引当金</u> <u>特別法上の引当金</u> <u>繰延税金負債</u> <u>再評価に係る繰延税金負債</u> <u>連結調整勘定</u> <u>債務保証</u>	
<u>負債計</u>	
<u>少数株主持分</u>	
<u>会員勘定</u> <u>出資金</u> <u>優先出資払込金</u> <u>資本剰余金</u> <u>利益剰余金</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式評価差額金</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>自己優先出資払込金</u> <u>自己優先出資</u> △ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	△ △
<u>合計</u>	

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうち信用金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りではない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号口による。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(8) 資産に係る引当金を直接対除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）

(9) 出資1口当たりの純資産額

(10) 信用金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 動産不動産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうち信用金庫と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りではない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号口による。

(5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(新 設)

(新 設)

(7) 出資1口当たりの純資産額

(8) 信用金庫の理事及び監事に対する信用金庫及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないも



金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。

- (11) 信用金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (14) 事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (16) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (17) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (18) 以上のほか、信用金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3. 法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3 年 月 日から  
年 月 日まで } 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×

のに限る。)は、この限りでない。

- (9) 信用金庫の理事及び監事に対する信用金庫及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (10) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (11) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (12) 重要な後発事象
- (13) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (14) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (15) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (16) 以上のほか、信用金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

3. 法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3 年 月 日から  
年 月 日まで } 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×千円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×

その他経常収益	× × ×	
経常費用		× × ×
資金調達費用	× × ×	
預金利息	× × ×	
給付補てん備金繰入額	× × ×	
譲渡性預金利息	× × ×	
借用金利息	× × ×	
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
経費	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
固定資産処分益	× × ×	
償却債権取立益	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	
特別損失		× × ×
固定資産処分損	× × ×	
減損損失	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	
税引等調整前当期純利益 （又は税引等調整前当期純損失）		× × ×
法人税、住民税及び事業税		× × ×
法人税等調整額		× × ×
少数株主利益 （又は少数株主損失）		× × ×
当期純利益（又は当期純損失） （又は当期純損失）		× × ×

（記載上の注意）

1. 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
2. 上記のほか、信用金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益

その他経常収益	× × ×	
経常費用		× × ×
資金調達費用	× × ×	
預金利息	× × ×	
給付補てん備金繰入額	× × ×	
譲渡性預金利息	× × ×	
借用金利息	× × ×	
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×	
その他の支払利息	× × ×	
役務取引等費用	× × ×	
その他業務費用	× × ×	
経費	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
貸倒引当金繰入額	× × ×	
その他の経常費用	× × ×	
経常利益（又は経常損失）		× × ×
特別利益		× × ×
動産不動産処分益	× × ×	
償却債権取立益	× × ×	
その他の特別利益	× × ×	
特別損失		× × ×
動産不動産処分損	× × ×	
減損損失	× × ×	
その他の特別損失	× × ×	
税引等調整前当期純利益 （又は税引等調整前当期純損失）		× × ×
法人税、住民税及び事業税		× × ×
法人税等調整額		× × ×
少数株主利益 （又は少数株主損失）		× × ×
当期純利益（又は当期純損失） （又は当期純損失）		× × ×

（記載上の注意）

1. 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
2. 上記のほか、信用金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益

又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. 法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 連結剰余金計算書  
(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加額	
増資による優先出資の発行	
自己優先出資処分差益	
.....	
資本剰余金減少高	
配 当 金	
自己優先出資消却額	
.....	
資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
.....	
利益剰余金減少高	
配 当 金	
役員賞与	
自己優先出資消却額	
.....	
利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4. 法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 連結剰余金計算書  
(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	
資本剰余金増加額	
増資による優先出資の発行	
自己優先出資処分差益	
.....	
資本剰余金減少高	
配 当 金	
自己優先出資消却額	
.....	
資本剰余金期末残高	
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	
利益剰余金増加高	
当期純利益	
.....	
利益剰余金減少高	
配 当 金	
役員賞与	
自己優先出資消却額	
.....	
利益剰余金期末残高	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は信用金庫及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



改 正 案
<p>別紙様式第14号 (第131条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A 4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (所在地)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (理 事 長 氏名 印)</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第1 事業概況書</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</p> <p>3. 役職員数</p> <p>4. 出資金</p> <p>5. 事務所等</p> <p>6. <u>金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引</u></p> <p>7. 商品有価証券</p> <p>8. 有価証券</p> <p>9. 貸出金</p> <p>10. <u>有形固定資産及び無形固定資産</u></p> <p>11. 預金</p> <p>12. 債券</p> <p>13. 借入金</p> <p>14. 債務保証</p> <p>15. 貸倒引当金</p> <p>16. 単体自己資本比率</p> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>第4 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 剰余金処分計算書</p> <p>第6 損失金処理計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。</p> <p>2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし</p>

現 行
<p>別紙様式第14号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A 4)</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書 第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (所在地)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(信用金庫連合会名) (理 事 長 氏名 印)</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第1 事業概況書</p> <p>1. 事業の概況</p> <p>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</p> <p>3. 役職員数</p> <p>4. 出資金</p> <p>5. 事務所等</p> <p>6. <u>金融機関貸付等</u></p> <p>7. 商品有価証券</p> <p>8. 有価証券</p> <p>9. 貸出金</p> <p>10. <u>動産不動産</u></p> <p>11. 預金</p> <p>12. 債券</p> <p>13. 借入金</p> <p>14. 債務保証</p> <p>15. 貸倒引当金</p> <p>16. 単体自己資本比率</p> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>第4 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 剰余金処分計算書</p> <p>第6 損失金処理計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。</p> <p>2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし</p>

、当該単位未満は切り捨てて記載すること。

3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。

第 1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から }  
          { 年 月 日まで }

1. 事業の概況

(信用金庫連合会名)

Table with 1 row and 1 column for business overview.

(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

Table with 6 columns: 年月日, 名称, 概要, 年月日, 名称, 概要.

(記載上の注意)

総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類（会員、総代、理事等）別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。

3. 役職員数

、当該単位未満は切り捨てて記載すること。

3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。

第 1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から }  
          { 年 月 日まで }

1. 事業の概況

(信用金庫連合会名)

Table with 1 row and 1 column for business overview.

(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

Table with 6 columns: 年月日, 名称, 概要, 年月日, 名称, 概要.

(記載上の注意)

総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類（会員、総代、理事等）別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。

3. 役職員数

定款に定める理事数 人  
定款に定める監事数 人

区 分	前 期 末	前 期 末	増 減 ( △ )
役 理 事 (うち非常勤)	( ) 人	( ) 人	( ) 人
員 監 事 (うち非常勤)	( )	( )	( )
数 計 (うち非常勤)	( )	( )	( )
職 事 務 系			
員 庶 務 系			
数 計			
合 計			

(記載上の注意)

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤加雇を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

#### 4. 出資金

##### I 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普通出資金		
優先出資金		

##### II 普通出資（当期末現在）

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信 用 金 庫	百万円	百万円	百万円

定款に定める理事数 人  
定款に定める監事数 人

区 分	前 期 末	前 期 末	増 減 ( △ )
役 理 事 (うち非常勤)	( ) 人	( ) 人	( ) 人
員 監 事 (うち非常勤)	( )	( )	( )
数 計 (うち非常勤)	( )	( )	( )
職 事 務 系			
員 庶 務 系			
数 計			
合 計			

(記載上の注意)

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤加雇を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

#### 4. 出資金

##### I 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円	百万円
普通出資金		
優先出資金		

##### II 普通出資（当期末現在）

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信 用 金 庫	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資 (当期末現在)

優先出資1口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口  
 自己の優先出資の所有口数 口

氏名又は名称	出資口数	割合
	口	%
その他の優先出資者( 名)		
合計( 名)		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

5. 事務所等

当期末現在

I 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名称	開設 年	・ 廃止 月 日	所在地
~~~~~			

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資 (当期末現在)

優先出資1口の金額 円  
 優先出資の総口数の最高限度 口  
 自己の優先出資の所有口数 口

氏名又は名称	出資口数	割合
	口	%
その他の優先出資者( 名)		
合計( 名)		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

5. 事務所等

当期末現在

I 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名称	開設 年	・ 廃止 月 日	所在地	不動産の状況
~~~~~				




(記載上の注意)

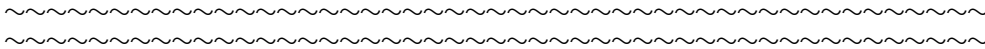
1. 当該年度中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

(削除)

2. 店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地




(記載上の注意)

1. 当該年度中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

(削除)

2. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者  
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

6. 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

当期末残高内訳

取引先	利率	金額	担保		
			種類	数量	価額
	%	百万円			百万円


(記載上の注意)

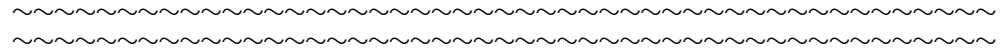
1. 当該年度中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有別を記載すること。

3. 代理店及び店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	不動産の状況




(記載上の注意)

1. 当該年度中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。

2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。

3. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者  
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

6. 金融機関貸付等

当期末残高内訳

取引先	利率	金額	担保		
			種類	数量	価額
	%	百万円			百万円


(記載上の注意)

買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借引支払保証金、割引手形、手形貸付及び証書貸付等に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。

7. 商品有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券				
合 計				

8. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			


(記載上の注意)

金融機関貸付金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金の順序に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。

7. 商品有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券				
合 計				

8. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			

社	債			
公 社 公 団 債				
金 融 債				
事 業 債				
(社債のうち政府保証債)	( )	( )	( )	
株 式	( )			
そ の 他 の 証 券				
外 国 証 券				
(うち円貨建)	( )	( )	( )	
そ の 他				
合 計				

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9. 貸出金

当期末残高内訳

I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1口当たり金額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。
2. 「代理貸付」欄には、信用金庫に業務の一部を委託して行う資金の貸し付けを記載すること。

II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	

社	債			
公 社 公 団 債				
金 融 債				
事 業 債				
(社債のうち政府保証債)	( )	( )	( )	
株 式	( )			
そ の 他 の 証 券				
外 国 証 券				
(うち円貨建)	( )	( )	( )	
そ の 他				
合 計				

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9. 貸出金

当期末残高内訳

I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1口当たり金額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1. 口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。
2. 「代理貸付」欄には、信用金庫に業務の一部を委託して行う資金の貸し付けを記載すること。

II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	

	先 数 金 額	
	先 数	金 額
50万円未満	百万円	百万円
50万円以上 100万円未満		
100万円以上 500万円未満		
500万円以上 700万円未満		
700万円以上1,000万円未満		
1,000万円以上5,000万円未満		
5,000万円以上 1億円未満		
1億円以上 5億円未満		
5億円以上 10億円未満		
10億円以上 15億円未満		
15億円以上 20億円未満		
20億円以上		
合 計		

(記載上の注意)

「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。

III 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金 額 別	代 理 貸 付		居 住 者 向 け		非 居 住 者 向 け	
	先数	金 額	先数	金 額	先数	金 額
50万円未満		百万円		百万円		百万円
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 500万円未満						
500万円以上 700万円未満						
700万円以上1,000万円未満						

	先 数 金 額	
	先 数	金 額
50万円未満	百万円	百万円
50万円以上 100万円未満		
100万円以上 500万円未満		
500万円以上 700万円未満		
700万円以上1,000万円未満		
1,000万円以上5,000万円未満		
5,000万円以上 1億円未満		
1億円以上 5億円未満		
5億円以上 10億円未満		
10億円以上 15億円未満		
15億円以上 20億円未満		
20億円以上		
合 計		

(記載上の注意)

「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。

III 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金 額 別	代 理 貸 付		居 住 者 向 け		非 居 住 者 向 け	
	先数	金 額	先数	金 額	先数	金 額
50万円未満		百万円		百万円		百万円
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 500万円未満						
500万円以上 700万円未満						
700万円以上1,000万円未満						

1,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 5億円未満						
5億円以上 10億円未満						
10億円以上 15億円未満						
15億円以上 20億円未満						
20億円以上						
合 計						

IV 担保別

種 類	貸 出	金 額	
		う	ち 会 員 外
当 会 預 金	百万円		百万円
有 価 証 券			
有 形 固 定 資 産			
建 物			
土 地			
その他有形固定資産			
無 形 固 定 資 産			
不 動 産			
そ の 他			
計			
信用保証協会・信用保険			
保 証			
信 用			

1,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 5億円未満						
5億円以上 10億円未満						
10億円以上 15億円未満						
15億円以上 20億円未満						
20億円以上						
合 計						

IV 担保別

種 類	貸 出	金 額	
		う	ち 会 員 外
当 会 預 金	百万円		百万円
有 価 証 券			
動 産			
(新 設)			
(新 設)			
(新 設)			
(新 設)			
不 動 産			
そ の 他			
計			
信用保証協会・信用保険			
保 証			
信 用			

合	計	
---	---	--

(記載上の注意)

- 「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。
- 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順に担保価額により按分して記載すること。

10. 有形固定資産及び無形固定資産

当期末現在

I 事業用有形固定資産及び無形固定資産

種	類	価	額
土	地		百万円
建	物		
そ	の	他	
合	計		

(記載上の注意)

- 「その他」は、敷金（不動産関係保証金を含む。）、権利金、不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

II 所有有形固定資産および無形固定資産

種	類	価	額
土	地		百万円
建	物		
そ	の	他	
合	計		

(記載上の注意)

- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 所有土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。

合	計	
---	---	--

(記載上の注意)

- 「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。
- 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順に担保価額により按分して記載すること。

10. 動産不動産

当期末現在

I 事業用動産不動産

種	類	面	積	価	額
土	地		平方メートル		百万円
建	物				
そ	の	他			
合	計				

(記載上の注意)

- 「その他」は、敷金（不動産関係保証金を含む。）、権利金、不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

II 所有動産不動産

種	類	面	積	価	額
土	地		平方メートル		百万円
建	物				
そ	の	他			
合	計				

(記載上の注意)

- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 所有土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。

減損損失額 百万円

11. 預金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金種目 \ 預金者	個人	法人				合計
		一般法人	金融機関	公金	計	
当座預金	口	口	口	口	口	口
普通預金						
貯蓄預金						
通知預金						
別段預金						
定期預金						
その他預金						
合計						
(構成比)	%	%	%	%	%	100.0%

II 預金者別金額

預金種目 \ 預金者	個人	法人				合計	1口当たり金額
		一般法人	金融機関	公金	計		
当座預金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円
普通預金							
貯蓄預金							
通知預金							
別段預金							
定期預金							
その他預金							

減損損失額 百万円

11. 預金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金種目 \ 預金者	個人	法人				合計
		一般法人	金融機関	公金	計	
当座預金	口	口	口	口	口	口
普通預金						
貯蓄預金						
通知預金						
別段預金						
定期預金						
その他預金						
合計						
(構成比)	%	%	%	%	%	100.0%

II 預金者別金額

預金種目 \ 預金者	個人	法人				合計	1口当たり金額
		一般法人	金融機関	公金	計		
当座預金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	千円
普通預金							
貯蓄預金							
通知預金							
別段預金							
定期預金							
その他預金							

合 計							
( 構 成 比 )	%	%	%	%	%	100.0 %	

III 金額別

金額	預金者		会 員		会 員 外		合 計	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
50万円未満	口	百万円	口	百万円	口	百万円	口	百万円
50万円以上 100万円未満								
100万円以上 500万円未満								
500万円以上1,000万円未満								
1,000万円以上5,000万円未満								
5,000万円以上 1億円未満								
1 億円以上 5億円未満								
5 億円以上 10億円未満								
10億円以上								
合 計								

12. 債券

当期末残高内訳

種 類	前 年 度 末 発 行 高	当 年 度 発 行 高	当 年 度 償 還 高	当 年 度 末 発 行 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
合 計				

13. 借入金

合 計							
( 構 成 比 )	%	%	%	%	%	100.0 %	

III 金額別

金額	預金者		会 員		会 員 外		合 計	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
50万円未満	口	百万円	口	百万円	口	百万円	口	百万円
50万円以上 100万円未満								
100万円以上 500万円未満								
500万円以上1,000万円未満								
1,000万円以上5,000万円未満								
5,000万円以上 1億円未満								
1 億円以上 5億円未満								
5 億円以上 10億円未満								
10億円以上								
合 計								

12. 債券

当期末残高内訳

種 類	前 年 度 末 発 行 高	当 年 度 発 行 高	当 年 度 償 還 高	当 年 度 末 発 行 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
合 計				

13. 借入金



当期末残高内訳

種 類	取 引 先	利 率	金 額	担 保 内 訳		
				種 類	数 量	価 額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

1. 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順次に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

14. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口	数	金 額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け		口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証			
ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証			
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け			
ホ. その他の保証又は手形の引受け			
合 計			

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

15. 貸倒引当金

当期末残高内訳

種 類	取 引 先	利 率	金 額	担 保 内 訳		
				種 類	数 量	価 額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

1. 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順次に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

14. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口	数	金 額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け		口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証			
ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証			
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け			
ホ. その他の保証又は手形の引受け			
合 計			

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

15. 貸倒引当金

当期末残高

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権 引当金勘定					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	無税	百万円

16. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	補完的項目(B)	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			短期劣後債務		
優先出資申込証拠金			準補完的不参入額	△	△
資本準備金			準補完的項目(C)		
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額		

当期末残高

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権 引当金勘定					
うち有税分					
合計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	無税	百万円

16. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出資金	百万円	百万円	補完的項目(B)	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			短期劣後債務		
優先出資払込金			準補完的不参入額	△	△
資本準備金			準補完的項目(C)		
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額		

		(A+B+C)	(D)		
その他利益剰余金					
特別積立金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
(削除)			負債製資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付き劣後債務及び期限付き優先出資並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれらに準ずるもの		
処分未済持分	△	△			
自己優先出資申込証拠金					
自己優先出資	△	△	控除項目不参入額	△	△
営業権相当額	△	△	控除項目計(E)		
のれん	△	△	自己資本額(D-E)(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計(G)		
一般貸倒引当金			(参考)マーケット・リスク相当額		

		(A+B+C)	(D)		
(新設)					
特別積立金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
次期繰越金			負債製資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他			期限付き劣後債務及び期限付き優先出資並びにこれらに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	短期劣後債務及びこれらに準ずるもの		
処分未済持分	△	△			
自己優先出資払込金					
自己優先出資	△	△	控除項目不参入額	△	△
営業権相当額	△	△	控除項目計(E)		
(新設)	△	△	自己資本額(D-E)(F)		
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計(G)		
一般貸倒引当金			(参考)マーケット・リスク相当額		

負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資			Tier I比率 (A/G)	%	%
補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率 (E/G)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。

(削除)

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金	百万円	預 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
(削除)		普 通 預 金	
(削除)		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 積 金	
買 現 先 勘 定		そ の 他 の 預 金	
債券貸借取引支払保証金		譲 渡 性 預 金	
		短 期 債 券	
買 入 金 銭 債 権		債 券 発 行 高	
金 銭 の 信 託		債 券 募 集 金	
商 品 有 価 証 券			

負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資			Tier I比率 (A/G)	%	%
補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率 (E/G)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第11条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。
5. 企業結合においては新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額
(新設)		(新設)	
現 金	百万円	預 金	百万円
預 け 金		当 座 預 金	
金融機関貸付等		普 通 預 金	
金融機関貸付金		貯 蓄 預 金	
買 入 手 形		通 知 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		定 期 積 金	
買 現 先 勘 定		そ の 他 の 預 金	
債券貸借取引支払保証金		譲 渡 性 預 金	
		短 期 債 券	
買 入 金 銭 債 権		債 券 発 行 高	
金 銭 の 信 託		債 券 募 集 金	
商 品 有 価 証 券			

商品国債  
商品地方債  
商品政府保証債  
その他の商品有価証券  
有価証券  
国債  
地方債  
短期社債  
社債  
株式  
その他の証券  
貸出金  
割引手形  
手形貸付  
証書貸付  
当座貸越  
代理貸付金  
再預託金  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
(削除)  
その他の資産  
有形固定資産  
建物  
土地  
建設仮勘定  
その他の有形固定資産  
無形固定資産

借用金  
借入金  
当座借越  
再割引手形  
売渡手形  
コールマネー  
売現先勘定  
債券貸借取引受入担保金  
コマーシャル・ペーパー  
預託金  
外国為替  
外国他店預り  
外国他店借  
売渡外国為替  
未払外国為替  
その他負債  
未決済為替借  
未払費用  
未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
払戻未済持分  
職員預り金  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付債券  
金融派生商品  
(削除)  
その他の負債  
賞与引当金  
役員賞与引当金  
退職給付引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証

商品国債  
商品地方債  
商品政府保証債  
その他の商品有価証券  
有価証券  
国債  
地方債  
短期社債  
社債  
株式  
その他の証券  
貸出金  
割引手形  
手形貸付  
証書貸付  
当座貸越  
代理貸付金  
再預託金  
外国為替  
外国他店預け  
外国他店貸  
買入外国為替  
取立外国為替  
その他資産  
未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
繰延ヘッジ損失  
その他の資産  
動産 不動産  
事業動産  
事業用不動産  
建設仮勘定  
所有動産 不動産  
保証金その他  
(新設)

借用金  
借入金  
当座借越  
再割引手形  
売渡手形  
コールマネー  
売現先勘定  
債券貸借取引受入担保金  
コマーシャル・ペーパー  
預託金  
外国為替  
外国他店預り  
外国他店借  
売渡外国為替  
未払外国為替  
その他負債  
未決済為替借  
未払費用  
未払法人税等  
前受収益  
払戻未済金  
払戻未済持分  
職員預り金  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入有価証券  
売付債券  
金融派生商品  
繰延ヘッジ利益  
その他の負債  
賞与引当金  
(新設)  
退職給付引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証

ソフトウェア のれん 保証金権利金 その他の無形固定資産 債券繰延資産 債券発行差金 債券発行費用 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 債務保証見返 貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ (Δ )	負債の部合計 (純資産の部) 出資金 普通出資金 優先出資金 優先出資申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 (削除) 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 特別積立金 (.....) ( ) 振興基金 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失 金) (削除) (削除) (削除) (削除) 処分未済持分 Δ (削除) 自己優先出資 Δ 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に

債券繰延資産 債券発行差金 債券発行費用 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 債務保証見返 貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ (Δ )	負債計 会員勘定 出資金 普通出資金 優先出資金 優先出資払込金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 (.....) ( ) 利益剰余金 利益準備金 (新設) 特別積立金 (.....) ( ) 振興基金 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失 金) 当期純利益 (又は当期純損失) 土地再評価差額金 株式等評価差額金 処分未済持分 Δ 自己優先出資払込金 自己優先出資 Δ (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	
合計		合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事

重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額  
なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引当額
- (7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産にかかる引当金を直接控除した倍イにおける各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (9) 信用金庫法施行規則第78条第1号及び第2号に規定する額
- (10) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは債券を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (11) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金又は債券に係るものはこの限りではない。

項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- (7) 退職給付引当金の計上方法

(新 設)

- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮引当額

(新 設)

(新 設)

- (16) 第10条の20第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額
- (17) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは債券を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (18) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金又は債券に係るものはこの限りではない。

- (12) 子会社等（信用金庫法第32条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額
- (13) 特定関係者（信用金庫法第89条で準用する均衡法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(削除)

(削除)

- (14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (19) 純資産額の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- ① 申込期日経過後における優先出資申し込み証拠金
- ② 評価・換算差額等
- (20) 1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損益計算書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科	目	金	額

- (19) 子会社（信用金庫法第32条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(20) 子会社に対する金銭債権総額

(21) 子会社に対する金銭債務総額

(22) リース契約により使用する重要な動産不動産

(23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

(24) 資産が担保に供されているときは、その内容

(25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項

(26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

(27) 貸借対照表上の純資産額から優先出資払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新設)

(新設)

(28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損益計算書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科	目	金	額



経常収益	× × ×百万円
資金運用収益	× × ×
貸出金利息	× × ×
預け金利息	× × ×
(削除)	
(削除)	
買入手形利息	× × ×
コールローン利息	× × ×
買現先利息	× × ×
債券貸借取引受入利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
再預託金利息	× × ×
金利スワップ受入利息	× × ×
その他の受入利息	× × ×
役務取引等収益	× × ×
受入為替手数料	× × ×
その他の役務収益	× × ×
その他業務収益	× × ×
外国為替売買益	× × ×
商品有価証券売買益	× × ×
国債等債券売却益	× × ×
国債等債券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×
その他の業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
金銭の信託運用益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
経常費用	× × ×
資金調達費用	× × ×
預金利息	× × ×
譲渡性預金利息	× × ×
短期債券利息	× × ×
債券利息	× × ×
債券発行差金償却	× × ×
借入金利息	× × ×
売渡手形利息	× × ×
コールマネー利息	× × ×
売現先利息	× × ×
債券貸借取引支払利息	× × ×
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×
預託金利息	× × ×
金利スワップ支払利息	× × ×
その他の支払利息	× × ×
役務取引等費用	× × ×
支払為替手数料	× × ×

経常収益	× × ×百万円
資金運用収益	× × ×
貸出金利息	× × ×
預け金利息	× × ×
金融機関貸付等利息	× × ×
金融機関貸付金利息	× × ×
買入手形利息	× × ×
コールローン利息	× × ×
買現先利息	× × ×
債券貸借取引受入利息	× × ×
有価証券利息配当金	× × ×
再預託金利息	× × ×
金利スワップ受入利息	× × ×
その他の受入利息	× × ×
役務取引等収益	× × ×
受入為替手数料	× × ×
その他の役務収益	× × ×
その他業務収益	× × ×
外国為替売買益	× × ×
商品有価証券売買益	× × ×
国債等債券売却益	× × ×
国債等債券償還益	× × ×
金融派生商品収益	× × ×
その他の業務収益	× × ×
その他経常収益	× × ×
株式等売却益	× × ×
金銭の信託運用益	× × ×
その他の経常収益	× × ×
経常費用	× × ×
資金調達費用	× × ×
預金利息	× × ×
譲渡性預金利息	× × ×
短期債券利息	× × ×
債券利息	× × ×
債券発行差金償却	× × ×
借入金利息	× × ×
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×
預託金利息	× × ×
金利スワップ支払利息	× × ×
その他の支払利息	× × ×
役務取引等費用	× × ×
支払為替手数料	× × ×

その他の役務費用	×	×	×			
その他業務費用	×	×	×			
債券発行費用償却	×	×	×			
外国為替売買損	×	×	×			
商品有価証券売買損	×	×	×			
国債等債券売却損	×	×	×			
国債等債券償還損	×	×	×			
国債等債券償却	×	×	×			
金融派生商品費用	×	×	×			
その他の業務費用	×	×	×			
経費	×	×	×			
人件費	×	×	×			
物件費	×	×	×			
税金	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
貸倒引当金繰入額	×	×	×			
貸出金償却	×	×	×			
株式等売却損	×	×	×			
株式等償却	×	×	×			
金銭の信託運用損	×	×	×			
その他の資産償却	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
経常利益（又は経常損失）				×	×	×
特別利益				×	×	×
固定資産処分益	×	×	×			
貸倒引当戻入益	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×			
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
固定資産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×			
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）				×	×	×
前期繰越金				×	×	×
.....積立金取崩額				×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）				×	×	×

その他の役務費用	×	×	×			
その他業務費用	×	×	×			
債券発行費用償却	×	×	×			
外国為替売買損	×	×	×			
商品有価証券売買損	×	×	×			
国債等債券売却損	×	×	×			
国債等債券償還損	×	×	×			
国債等債券償却	×	×	×			
金融派生商品費用	×	×	×			
その他の業務費用	×	×	×			
経費	×	×	×			
人件費	×	×	×			
物件費	×	×	×			
税金	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
貸倒引当金繰入額	×	×	×			
貸出金償却	×	×	×			
株式等売却損	×	×	×			
株式等償却	×	×	×			
金銭の信託運用損	×	×	×			
その他の資産償却	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
経常利益（又は経常損失）				×	×	×
特別利益				×	×	×
動産不動産処分益 （新設）	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×			
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
動産不動産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×			
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）				×	×	×
前期繰越金				×	×	×
.....積立金取崩額				×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）				×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部附益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(直接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当 期
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収益	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部附益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(直接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当 期
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収益	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増減による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現物同等額に係る換算差額	
V 現物及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増減による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現物同等額に係る換算差額	
V 現物及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当	期
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（損失）		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増加額		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益		
貸出金の純増減		
預金の純増減		
資金運用による収入		
資金調達により収入		
.....		
小 計		
法人税等の支払額		
営業活動によるキャッシュ・フロー		

2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当	期
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（損失）		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増加額		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益		
貸出金の純増減		
預金の純増減		
資金運用による収入		
資金調達により収入		
.....		
小 計		
法人税等の支払額		
営業活動によるキャッシュ・フロー		

II投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要がある

II投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要がある

ときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 剰余金処分計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	円
積 立 金 取 崩 額	
剰 余 金 処 分 額	
利 益 準 備 金	
普通出資に対する配当金	(年 %)
優先出資に対する配当金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	( 円につき 円の割合)
役 員 賞 与 金	
特 別 積 立 金	
振 興 基 金	
次 期 繰 越 金	

ときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 剰余金処分計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	円
積 立 金 取 崩 額	
剰 余 金 処 分 額	
利 益 準 備 金	
普通出資に対する配当金	(年 %)
優先出資に対する配当金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	( 円につき 円の割合)
役 員 賞 与 金	
特 別 積 立 金	
振 興 基 金	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第6 損失金処理計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失 金	円
損 失 金 処 理 額	
積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第6 損失金処理計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失 金	円
損 失 金 処 理 額	
積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。



2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

改正案

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書

年月日から  
年月日まで

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年月日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長 氏名 印)

年月日から 年月日までの事業の成績を次のとおり報告いたし

ます。

連結業務報告書

目次

頁

第1 事業概況書

- 1. 事業の概要
- 2. 子会社等の状況
- 3. 連結自己資本比率の状況

第2 連結財務諸表

- 1. 連結財務諸表の作成方針
- 2. 連結貸借対照表
- 3. 連結損益計算書
- 4. 連結剰余金計算書
- 5. 連結キャッシュ・フロー計算書

第1 [ 年月日から  
年月日まで ] 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

信用金庫連合会及びその子会社等(信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

現行

別紙様式第14号の2 (第20条第2項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書

年月日から  
年月日まで

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年月日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長 氏名 印)

年月日から 年月日までの事業の成績を次のとおり報告いたし

ます。

連結業務報告書

目次

頁

第1 事業概況書

- 1. 事業の概要
- 2. 子会社等の状況
- 3. 連結自己資本比率の状況

第2 連結財務諸表

- 1. 連結財務諸表の作成方針
- 2. 連結貸借対照表
- 3. 連結損益計算書
- 4. 連結剰余金計算書

第1 [ 年月日から  
年月日まで ] 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

信用金庫連合会及びその子会社等(信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増 減 ( △ )
子 会 社 子 法 人 等 関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を、「子法人等」とは信用金庫法施行規則第127条第1号に規定する子法人等のうち信用金庫法第32条第6項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは信用金庫法施行規則第127条第2号に規定する関連法人等をいう。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 参 入 額	△	△
優先出資申込証拠金			準 補 完 的 項 目		
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)		
利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		
処 分 未 済 持 分	△	△	負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の		
自 己 優 先 出 資	△	△	期 限 付 き 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 き 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の		
自己優先出資申込証拠金			短 期 劣 後 債 務 及 び に こ れ に 準 ず る も の		
その他有価証券の評価差損	△	△	連 結 の 範 囲 に 含 ま れ な い 金 融 子 会 社 及 び 金 融 業 務 を 営 む 法 人 等 、 保 険 子 法 人 等 、 金 融 業 務 を 営 む 関 連 法 人 等 の 資 本 調 達 手 段		
為 替 換 算 調 整 勘 定			う ち 海 外 特 定 目 的 会 社 の 発 行 す る 優 先 出 資 証 券		
連結子会社の少数株主持分			営 業 権 相 当 額	△	△
うち海外特定目的会社の発行 する優先出資証券			の れ ん	△	△
営 業 権 相 当 額	△	△	基 本 的 項 目 (A)		
自己優先出資	△	△	控 除 項 目 不 参 入 額	△	△
為 替 換 算 調 整 勘 定			控 除 項 目 計 ( E )		
営業権相当額	△	△			
連結調整勘定相当額	△	△			
基本的項目(A)					

	前 期 末	当 期 末	増 減 ( △ )
子 会 社 子 法 人 等 関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

- 「子会社」とは信用金庫法第32条第5項に規定する子会社を、「子法人等」とは信用金庫法施行規則第16条の12第1号に規定する子法人等のうち信用金庫法第32条第5項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは信用金庫法施行規則第16条の12第2号に規定する関連法人等をいう。
- 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

3 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	百万円	百万円	短 期 劣 後 債 務	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			準 補 完 的 項 目 不 参 入 額	△	△
優先出資払込金			準 補 完 的 項 目		
資 本 剰 余 金			自 己 資 本 総 額 (A+B+C) (D)		
利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		
連結子会社の少数株主持分			う ち 海 外 特 定 目 的 会 社 の 発 行 す る 優 先 出 資 証 券		
うち海外特定目的会社の発行 する優先出資証券			負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の		
その他有価証券の評価差損	△	△	期 限 付 き 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 き 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の		
処 分 未 済 持 分	△	△	短 期 劣 後 債 務 及 び に こ れ に 準 ず る も の		
自己優先出資払込金			連 結 の 範 囲 に 含 ま れ な い 金 融 子 会 社 及 び 金 融 業 務 を 営 む 法 人 等 、 保 険 子 法 人 等 、 金 融 業 務 を 営 む 関 連 法 人 等 の 資 本 調 達 手 段		
自己優先出資	△	△	う ち 海 外 特 定 目 的 会 社 の 発 行 す る 優 先 出 資 証 券		
為 替 換 算 調 整 勘 定			営 業 権 相 当 額	△	△
営業権相当額	△	△	の れ ん	△	△
連結調整勘定相当額	△	△	基 本 的 項 目 (A)		
基本的項目(A)			控 除 項 目 不 参 入 額	△	△
			控 除 項 目 計 ( E )		

償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額 (D-E) (F)		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産 (オン・バランス) 項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達種手段等			リスクアセット等計 (G)		
負債性資本調達手段			(参考) マーケット・リスク相当額		
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不参入額	△	△	Tier1比率 (A/G)	%	%
自己資本総額 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第66条第1項第3号に規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

(削除)

## 第2 連結財務諸表

### 1 連結財務諸表の作成方針

信用金庫連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

償還を行う蓋然性を有する株式等			自己資本額 (D-E) (F)		
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産 (オン・バランス) 項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達種手段等			リスクアセット等計 (G)		
負債性資本調達手段			(参考) マーケット・リスク相当額		
期限付劣後債務及び期限付き優先出資					
補完的項目不参入額	△	△	Tier1比率 (A/G)	%	%
自己資本総額 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%

(記載上の注意)

1. 本表には、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「連結自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第10条の7第1項第3号に規定する連結自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
5. 企業結合において新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は、「営業権相当額」に含めること。

## 第2 連結財務諸表

### 1 連結財務諸表の作成方針

信用金庫連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
 (5) 連結調整勘定の償却に関する事項  
 (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債、少数株持ち分及び会 員勘定	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
預 金 及 び 預 け 金		預 金	
( 削 除 )		譲 渡 性 預 金	
買 入 金 銭 債 権		短 期 債 券	
特 定 取 引 資 産		債 券	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		コマーシャルペーパー	
貸 出 金		預 託 金	
再 預 託 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 の 資 産		賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
の れ ん		特 別 法 上 の 引 当 金	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
債 券 繰 延 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		連 結 調 整 勘 定	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		債 務 保 証	
( 削 除 )			
債 務 保 証 見 返		負 債 の 部 合 計	
貸 倒 引 当 金	△	( 削 除 )	
		( 純 資 産 の 部 )	
		出 資 金	
		優 先 出 資 払 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		( 削 除 )	
		( 削 除 )	

- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
 (5) 連結調整勘定の償却に関する事項  
 (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

2 ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負債、少数株持ち分及び会 員勘定	金 額
(新 設)		(新 設)	
預 金 及 び 預 け 金		預 金	
金 融 機 関 貸 付 等		譲 渡 性 預 金	
買 入 金 銭 債 権		短 期 債 券	
特 定 取 引 資 産		債 券	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		コマーシャルペーパー	
貸 出 金		預 託 金	
再 預 託 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		そ の 他 負 債	
そ の 他 の 資 産		賞 与 引 当 金	
動 産 不 動 産		(新 設)	
(新 設)		退 職 給 付 引 当 金	
		特 別 法 上 の 引 当 金	
		繰 延 税 金 負 債	
債 券 繰 延 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		連 結 調 整 勘 定	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		債 務 保 証	
連 結 調 整 勘 定			
債 務 保 証 見 返		負 債 計	
貸 倒 引 当 金	△	少 数 株 主 持 分	
		会 員 勘 定	
		出 資 金	
		優 先 出 資 払 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		株 式 評 価 差 額 金	

		処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 少人数株主持分 純資産の部合計	△ △
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうちに信用金庫連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りではない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

		処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 自己優先出資 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	△ △
合計		合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 動産不動産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上基準
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうちに信用金庫連合会と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りではない。

(3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

② 表示方法を変更したときは、その内容

- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額  
なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号口による。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (8) 資産に係る引当金を直接対空除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (9) 出資1口当たりの純資産額
- (10) 信用金庫連合会の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、信用金庫連合会及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越又は預金を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (11) 信用金庫連合会理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金又は債券に係る債務はこの限りでない。
- (12) 特定取引勘定を設置している信用金庫連合会及びその子会社等分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (13) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (15) 事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (17) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (19) 以上のほか、信用金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特定取引資産及び特定取引負債は、信用金庫連合会又はその子会社等が信用金庫法施行規則第107条其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
3. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
4. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設けその性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設

- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額  
なお、それぞれの定義は、信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号口による。
- (5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (新 設)
- (新 設)
- (7) 出資1口当たりの純資産額
- (8) 信用金庫連合会の理事及び監事に対する信用金庫連合会及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、信用金庫連合会及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越又は預金を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (9) 信用金庫連合会の理事及び監事に対する信用金庫連合会及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金又は債券に係る債務はこの限りでない。
- (10) 特定取引勘定を設置している信用金庫連合会及びその子会社等分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (11) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (13) 重要な後発事象
- (14) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (16) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (17) 以上のほか、信用金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特定取引資産及び特定取引負債は、信用金庫連合会又はその子会社等が信用金庫法施行規則第15条の5の3其他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
3. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
4. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設けその性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設

けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3 〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕 連結損益計算書

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
預 金 利 息	× × ×
譲 渡 性 預 金 利 息	× × ×
短 期 債 権 利 息	× × ×
債 券 利 息	× × ×
債 券 発 行 差 金 償 却	× × ×
借 用 金 利 息	× × ×
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×
そ の 他 の 支 払 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 等 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
経 費	× × ×
そ の 他 の 経 常 費 用	× × ×
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	× × ×
そ の 他 の 経 常 費 用	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × ×
特 別 利 益	× × ×

けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

3 〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕 連結損益計算書

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
特 定 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×
資 金 調 達 費 用	× × ×
預 金 利 息	× × ×
譲 渡 性 預 金 利 息	× × ×
短 期 債 権 利 息	× × ×
債 券 利 息	× × ×
債 券 発 行 差 金 償 却	× × ×
借 用 金 利 息	× × ×
コマーシャル・ペーパー利息	× × ×
そ の 他 の 支 払 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 費 用	× × ×
特 定 取 引 等 費 用	× × ×
そ の 他 業 務 費 用	× × ×
経 費	× × ×
そ の 他 の 経 常 費 用	× × ×
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	× × ×
そ の 他 の 経 常 費 用	× × ×
経常利益（又は経常損失）	× × ×
特 別 利 益	× × ×



固定資産処分益	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
固定資産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引等調整前当期純利益 (又は税引等調整前当期純損失)				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
少数株主利益 (又は少数株主損失)				×	×	×
当期純利益(又は当期純損失) (又は当期純損失)				×	×	×

(記載上の注意)

- 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
- 上記のほか、信用連合会金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 特定取引収益及び特定取引費用は、信用金庫連合会及びその子会社等が信用金庫法施行規則第107条その他法令の規定により設けられた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
( 資 本 剰 余 金 の 部 )	

動産不動産処分益	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失				×	×	×
動産不動産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引等調整前当期純利益 (又は税引等調整前当期純損失)				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
少数株主利益 (又は少数株主損失)				×	×	×
当期純利益(又は当期純損失) (又は当期純損失)				×	×	×

(記載上の注意)

- 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を注記すること。
- 上記のほか、信用連合会金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 特定取引収益及び特定取引費用は、信用金庫連合会及びその子会社等が信用金庫法施行規則第15条の5の3その他法令の規定により設けられた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。  
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 { 年 月 日から  
年 月 日まで } 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
( 資 本 剰 余 金 の 部 )	

資本剰余金期首残高  
 資本剰余金増加額  
 増資による優先出資の発行  
 自己優先出資処分差益  
 . . . . .  
 資本剰余金減少高  
 配当金  
 自己優先出資消却額  
 . . . . .  
 資本剰余金期末残高  
 (利益剰余金の部)  
 利益剰余金期首残高  
 利益剰余金増加高  
 当期純利益  
 . . . . .  
 利益剰余金元減少高  
 配当金  
 役員賞与  
 自己優先出資消却額  
 . . . . .  
 利益剰余金期末残高

資本剰余金期首残高  
 資本剰余金増加額  
 増資による優先出資の発行  
 自己優先出資処分差益  
 . . . . .  
 資本剰余金減少高  
 配当金  
 自己優先出資消却額  
 . . . . .  
 資本剰余金期末残高  
 (利益剰余金の部)  
 利益剰余金期首残高  
 利益剰余金増加高  
 当期純利益  
 . . . . .  
 利益剰余金元減少高  
 配当金  
 役員賞与  
 自己優先出資消却額  
 . . . . .  
 利益剰余金期末残高

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 { 年 月 日から  
 年 月 日まで } 連結キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

	当 期
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収益	
預金払出による支出	

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は信用金庫連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 { 年 月 日から  
 年 月 日まで } 連結キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

	当 期
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収益	
預金払出による支出	

貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増減による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増減による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

IV現金及び現物同等額に係る換算差額	
V現物及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

	当	期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引等調整前当期純利益（損失）		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増加額		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益		
貸出金の純増源		
預金の純増減		
資金運用による収入		

IV現金及び現物同等額に係る換算差額	
V現物及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

	当	期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引等調整前当期純利益（損失）		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増加額		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益		
貸出金の純増源		
預金の純増減		
資金運用による収入		

資金調達により収入	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	

資金調達により収入	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	

V現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

V現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
2. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

改 正 案
<p>別紙様式第15号（第131条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">（信用金庫連合会名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫連合会名） （理 事 長 氏名 印）</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第1 事業概況書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の概況</li> <li>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</li> <li>3. 役職員数</li> <li>4. 出資金</li> <li>5. 事務所等</li> <li>6. <u>金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引</u></li> <li>7. 商品有価証券</li> <li>8. 特定取引有価証券</li> <li>9. 有価証券</li> <li>10. 貸出金</li> <li>11. <u>有形固定資産及び無形固定資産</u></li> <li>12. 預金</li> <li>13. 債券</li> <li>14. 借入金</li> <li>15. 債務保証</li> <li>16. 貸倒引当金</li> <li>17. 単体自己資本比率</li> </ol> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>第4 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 剰余金処分計算書</p> <p>第6 損失金処理計算書</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。</li> </ol>

現 行
<p>別紙様式第15号（第20条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">（信用金庫連合会名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（信用金庫連合会名） （理 事 長 氏名 印）</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>第1 事業概況書</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の概況</li> <li>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</li> <li>3. 役職員数</li> <li>4. 出資金</li> <li>5. 事務所等</li> <li>6. <u>金融機関貸付等</u></li> <li>7. 商品有価証券</li> <li>8. 特定取引有価証券</li> <li>9. 有価証券</li> <li>10. 貸出金</li> <li>11. <u>動産不動産</u></li> <li>12. 預金</li> <li>13. 債券</li> <li>14. 借入金</li> <li>15. 債務保証</li> <li>16. 貸倒引当金</li> <li>17. 単体自己資本比率</li> </ol> <p>第2 貸借対照表</p> <p>第3 損益計算書</p> <p>第4 キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第5 剰余金処分計算書</p> <p>第6 損失金処理計算書</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。</li> </ol>

2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。
3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。

第 1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

1. 事業の概況

(信用金庫連合会名)


(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

年 月 日	名 称	概 要	年 月 日	名 称	概 要


(記載上の注意)

総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。

2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。
3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。

第 1 事業概況書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

1. 事業の概況

(信用金庫連合会名)


(記載上の注意)

事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び信用金庫連合会が対処すべき課題の順序に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。

2. 総会、総代会及び理事会の重要事項

年 月 日	名 称	概 要	年 月 日	名 称	概 要


(記載上の注意)

総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類(会員、総代、理事等)別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。



3. 役員数

定款に定める理事数 人  
定款に定める監事数 人

区 分		前 期 末	前 期 末	増 減 ( △ )
役 員 数	理 事 (うち非常勤)	( ) 人	( ) 人	( ) 人
	監 事 (うち非常勤)	( )	( )	( )
	計 (うち非常勤)	( )	( )	( )
職 員 数	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

4. 出資金

I 出資金の推移

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金		百万円	百万円
普通出資金			
優先出資金			

II 普通出資（当期末現在）

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信 用 金 庫	百万円	百万円	百万円

3. 役員数

定款に定める理事数 人  
定款に定める監事数 人

区 分		前 期 末	前 期 末	増 減 ( △ )
役 員 数	理 事 (うち非常勤)	( ) 人	( ) 人	( ) 人
	監 事 (うち非常勤)	( )	( )	( )
	計 (うち非常勤)	( )	( )	( )
職 員 数	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

1. 職員数は、アルバイト、パート及び被出向の職員を除き、出向者、退職者及び常勤嘱託を含めた在籍者数を記載すること。
2. 「事務系」の区分には、庶務系職員を除いた事務職員数を記載すること。
3. 「庶務系」の区分には、用務員、運転手などの労務職員数を記載すること。

4. 出資金

I 出資金の推移

区 分		前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金		百万円	百万円
普通出資金			
優先出資金			

II 普通出資（当期末現在）

普通出資1口の金額 円  
普通出資者の出資の最低限度額 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額	処 分 未 済 持 分
信 用 金 庫	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資（当期末現在）

優先出資1口の金額                    円  
優先出資の総口数の最高限度            □  
自己の優先出資の所有口数            □

氏名又は名称	出資口数	割合
	□	%
その他の優先出資者（名）		
合計（名）		100.0

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

5. 事務所等

当期末現在

I 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名	称	開設 年	・ 月	廃止 日	所	在	地

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

(記載上の注意)

普通出資1口の金額及び普通出資者の出資の最低限度額は、定款に定める金額を記載すること。

III 優先出資（当期末現在）

優先出資1口の金額                    円  
優先出資の総口数の最高限度            □  
自己の優先出資の所有口数            □

| 氏名又は名称       | 出資口数 | 割合    |
|--------------|------|-------|
|              | □    | %     |
|              |      |       |
|              |      |       |
|              |      |       |
|              |      |       |
|              |      |       |
|              |      |       |
| その他の優先出資者（名） |      |       |
| 合計（名）        |      | 100.0 |

(記載上の注意)

1. 優先出資1口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2. 出資口数の多い順序に従い10名を記載すること。
3. 普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。

5. 事務所等

当期末現在

I 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

| 名 | 称 | 開設<br>年 | ・<br>月 | 廃止<br>日 | 所 | 在 | 地 | 不動産の状況 |
|---|---|---------|--------|---------|---|---|---|--------|
|   |   |         |        |         |   |   |   |        |
|   |   |         |        |         |   |   |   |        |

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~


(記載上の注意)

- 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。  
(削除)
  - 店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。
- (2) 当年年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地


(記載上の注意)

- 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。  
(削除)
- 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。  
信用金庫代理業者 業者  
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

6. 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

当期末残高内訳

取引先	利率	金額	担保		
			種類	数量	価額
	%	百万円			百万円


(記載上の注意)

- 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
  - 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有別を記載すること。
  - 代理店及び店舗外現金自動設備については、その数を欄外に注記すること。
- (2) 当年年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所在地	不動産の状況


(記載上の注意)

- 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
- 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び賃借又は自己所有の別を記載すること。
- 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。  
信用金庫代理業者 業者  
信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

6. 金融機関貸付等

当期末残高内訳

取引先	利率	金額	担保		
			種類	数量	価額
	%	百万円			百万円


(記載上の注意)

買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借引支払保証金、割引手形、手形貸付及び証書貸付等に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。

7. 商品有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券				
合 計				

8. 特定取引有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
地 方 債				
政 府 保 証 債				


(記載上の注意)

金融機関貸付金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金の順序に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。

7. 商品有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
商 品 国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券				
合 計				

8. 特定取引有価証券

種 類	額 面 金 額	取 得 原 価	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円	百万円
地 方 債				
政 府 保 証 債				

外 国 証 券				
合 計				

9. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	( )	( )	( )
株 式	( )		
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
(うち円貨建)	( )	( )	( )
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10. 貸出金

当期末残高内訳

外 国 証 券				
合 計				

9. 有価証券

種 類	額 面 金 額	当 期 末 残 高	当 期 末 手 元 現 在 高
国 債	百万円	百万円	百万円
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	( )	( )	( )
株 式	( )		
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
(うち円貨建)	( )	( )	( )
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

1. 株式については、取得原価の合計額を「額面金額」欄に記載し、括弧内に議決権数を記載すること。
2. 公社公団債には、公社、公団、公庫及び事業団の発行する債券を記載すること。
3. 「額面金額」欄には、券面額の合計額を記載するものとする。「当期末手元現在高」欄には担保等として他の金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10. 貸出金

当期末残高内訳

I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1口当たり金額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。
- 「代理貸付」欄には、信用金庫に業務の一部を委託して行う資金の貸し付けを記載すること。

II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	
			先 数	金 額
50万円未満		百万円		百万円
50万円以上 100万円未満				
100万円以上 500万円未満				
500万円以上 700万円未満				
700万円以上1,000万円未満				
1,000万円以上5,000万円未満				
5,000万円以上 1億円未満				
1億円以上 5億円未満				
5億円以上 10億円未満				
10億円以上 15億円未満				
15億円以上 20億円未満				
20億円以上				
合 計				

(記載上の注意)

「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。

I 種類別口数

項 目	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計
口 数	口	口	口	口	口
1口当たり金額	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については枚数、当座貸越については口座数を記載すること。
- 「代理貸付」欄には、信用金庫に業務の一部を委託して行う資金の貸し付けを記載すること。

II 金額別

金 額 別	先 数	金 額	う ち 会 員 外	
			先 数	金 額
50万円未満		百万円		百万円
50万円以上 100万円未満				
100万円以上 500万円未満				
500万円以上 700万円未満				
700万円以上1,000万円未満				
1,000万円以上5,000万円未満				
5,000万円以上 1億円未満				
1億円以上 5億円未満				
5億円以上 10億円未満				
10億円以上 15億円未満				
15億円以上 20億円未満				
20億円以上				
合 計				

(記載上の注意)

「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。

III 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金額別	代理貸付		居住者向け		非居住者向け	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
50万円未満		百万円		百万円		百万円
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 500万円未満						
500万円以上 700万円未満						
700万円以上1,000万円未満						
1,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 5億円未満						
5億円以上 10億円未満						
10億円以上 15億円未満						
15億円以上 20億円未満						
20億円以上						
合計						

IV 担保別

種類	貸出	金額	
		うち	会員外
当会預金	百万円		百万円
有価証券			
有形固定資産			
建物			
土地			

III 会員以外の者に対する資金の貸付けの内訳

金額別	代理貸付		居住者向け		非居住者向け	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
50万円未満		百万円		百万円		百万円
50万円以上 100万円未満						
100万円以上 500万円未満						
500万円以上 700万円未満						
700万円以上1,000万円未満						
1,000万円以上5,000万円未満						
5,000万円以上 1億円未満						
1億円以上 5億円未満						
5億円以上 10億円未満						
10億円以上 15億円未満						
15億円以上 20億円未満						
20億円以上						
合計						

IV 担保別

種類	貸出	金額	
		うち	会員外
当会預金	百万円		百万円
有価証券			
動産			
(新設)			
(新設)			

その他有形固定資産		
無形固定資産		
不動産		
その他		
計		
信用保証協会・信用保険		
保証		
信用		
合計		

(記載上の注意)

1. 「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。
2. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順に担保価額により按分して記載すること。

11. 有形固定資産及び無形固定資産

当期末現在

I 事業用有形固定資産及び無形固定資産

種類	価額
土地	百万円
建物	
その他	
合計	

(記載上の注意)

1. 「その他」は、敷金（不動産関係保証金を含む。）、権利金、不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

II 所有有形固定資産および無形固定資産

(新設)		
(新設)		
不動産		
その他		
計		
信用保証協会・信用保険		
保証		
信用		
合計		

(記載上の注意)

1. 「うち会員外」欄には、金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引を除いて記載すること。
2. 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合には、換価しやすい順に担保価額により按分して記載すること。

11. 動産不動産

当期末現在

I 事業用動産不動産

種類	面積	価額
土地	平方メートル	百万円
建物		
その他		
合計		

(記載上の注意)

1. 「その他」は、敷金（不動産関係保証金を含む。）、権利金、不動産関係仮払金を記載し、事業用の電話加入権等の事業用無体財産権も含めること。
2. 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円
3. 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

II 所有動産不動産



種	類	価	額
土	地		百万円
建	物		
そ	の	他	
合	計		

(記載上の注意)

- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価と再評価の直前の帳簿価額の差額 所有土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

12. 預金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金種目	預金者 個人	法人				合計
		一般法人	金融機関	公金	計	
当座預金	口	口	口	口	口	口
普通預金						
貯蓄預金						
通知預金						
別段預金						
定期預金						
その他預金						
合計						
(構成比)	%	%	%	%	%	100.0%

II 預金者別金額

預金者	法人	個人	合計

種	類	面積	価額
土	地	平方メートル	百万円
建	物		
そ	の	他	
合	計		

(記載上の注意)

- 再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。  
再評価と再評価の直前の帳簿価額の差額 所有土地 百万円
- 当期に減損損失を計上した場合には、当該減損損失額について、欄外に次のとおり記載すること。  
減損損失額 百万円

12. 預金

当期末残高内訳

I 預金者別口数

預金種目	預金者 個人	法人				合計
		一般法人	金融機関	公金	計	
当座預金	口	口	口	口	口	口
普通預金						
貯蓄預金						
通知預金						
別段預金						
定期預金						
その他預金						
合計						
(構成比)	%	%	%	%	%	100.0%

II 預金者別金額

預金者	法人	個人	合計



13. 債券

当期末残高内訳

種類	前年度末 発行高	当年度発行高	当年度償還高	当年度末 発行高
	百万円	百万円	百万円	百万円
合計				

14. 借入金

当期末残高内訳

種類	取引先	利率	金額	担保内訳		
				種類	数量	価額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

- 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順次に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
- 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

15. 債務保証

当期末残高内訳

種類	口数	金額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け	口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証		

13. 債券

当期末残高内訳

種類	前年度末 発行高	当年度発行高	当年度償還高	当年度末 発行高
	百万円	百万円	百万円	百万円
合計				

14. 借入金

当期末残高内訳

種類	取引先	利率	金額	担保内訳		
				種類	数量	価額
		%	百万円			百万円

(記載上の注意)

- 借入金、当座借越、再割引手形、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金の順次に区分して記載し、科目ごとに合計を付すこと。
- 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

15. 債務保証

当期末残高内訳

種類	口数	金額
イ. 預金又は定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け	口	百万円
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証		

ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証		
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け		
ホ. その他の保証又は手形の引受け		
合 計		

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

16. 貸倒引当金

当期末残高

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当金勘定					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	無税	百万円

17. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

ハ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証		
ニ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け		
ホ. その他の保証又は手形の引受け		
合 計		

(記載上の注意)

金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証は、その相手先金融機関等ごとの内訳を記載すること。

16. 貸倒引当金

当期末残高

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘要
一般貸倒引当金	百万円	百万円	百万円	百万円	
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当金勘定					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	無税	百万円

17. 単体自己資本比率

当期末現在

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	百万円	百万円	補 完 的 項 目 ( B )	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			短 期 劣 後 債 務		
優先出資申込証拠金			準 補 完 的 不 参 入 額	△	△
資 本 準 備 金			準 補 完 的 項 目 ( C )		
そ の 他 資 本 剰 余 金					
利 益 準 備 金			自 己 資 本 総 額 ( A + B + C ) ( D )		
そ の 他 利 益 剰 余 金			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		
特 別 積 立 金					
( 削 除 )					
そ の 他					
その他有価証券の評価差損	△	△	負 債 製 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の		
処 分 未 済 持 分	△	△	期 限 付 き 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 き 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の		
自己優先出資申込証拠金			短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ ら に 準 ず る も の		
自 己 優 先 出 資	△	△	控 除 項 目 不 参 入 額	△	△
営 業 権 相 当 額	△	△	控 除 項 目 計 ( E )		
の れ ん	△	△	自 己 資 本 額 ( D - E ) ( F )		
基 本 的 項 目 ( A )					
償還を行う蓋然性を有する 株式等					
海外特別目的会社の発行す					

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	百万円	百万円	補 完 的 項 目 ( B )	百万円	百万円
非累積的永久優先出資金			短 期 劣 後 債 務		
優先出資払込金			準 補 完 的 不 参 入 額	△	△
資 本 準 備 金			準 補 完 的 項 目 ( C )		
そ の 他 資 本 剰 余 金					
利 益 準 備 金			自 己 資 本 総 額 ( A + B + C ) ( D )		
( 新 設 )			他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		
特 別 積 立 金					
次 期 繰 越 金					
そ の 他					
その他有価証券の評価差損	△	△	負 債 製 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 ず る も の		
処 分 未 済 持 分	△	△	期 限 付 き 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 き 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の		
自己優先出資払込金			短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ ら に 準 ず る も の		
自 己 優 先 出 資	△	△	控 除 項 目 不 参 入 額	△	△
営 業 権 相 当 額	△	△	控 除 項 目 計 ( E )		
( 新 設 )	△	△	自 己 資 本 額 ( D - E ) ( F )		
基 本 的 項 目 ( A )					
償還を行う蓋然性を有する 株式等					
海外特別目的会社の発行す					

る優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額45%			資産（オン・バランス）項目		
			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計（G）		
一般貸倒引当金			（参考）マーケット・リスク相当額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及びひ期限付優先出資			Tier 1 比率（A/G）	%	%
補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率（E/G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。

（削除）

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額

る優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額45%			資産（オン・バランス）項目		
			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
			リスク・アセット等計（G）		
一般貸倒引当金			（参考）マーケット・リスク相当額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及びひ期限付優先出資			Tier 1 比率（A/G）	%	%
補完的項目不算入額	△	△	自己資本比率（E/G）	%	%

（記載上の注意）

1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第11条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
4. 「その他有価証券の貸借対照表上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した額が正の値である場合に限り記載すること。
5. 企業結合においては新たに無形固定資産に相当する額を計上した場合には、その旨及び当該計上した額を欄外に記載し、当該計上した額は「営業権相当額」に含めること。

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

資 産	金 額	負 債 及 び 会 員 勘 定	金 額

(資産の部)

現 金  
 預 け 金  
 (削除)  
 (削除)  
 買 入 手 形  
 コ ー ル ロ ー ン  
 買 現 先 勘 定  
 債券貸借取引支払保証金  
  
 買 入 金 銭 債 権  
 特 定 取 引 資 産  
 売 付 商 品 債 券  
 商品有価証券派生商品  
 特 定 取 引 売 付 債 券  
 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生  
 製品  
 特 定 金 融 派 生 商 品  
 その他特 定 取 引 負 債  
 金 銭 の 信 託  
 有 価 証 券  
 国 債  
 地 方 債  
 短 期 社 債  
 社 債  
 株 式  
 そ の 他 の 証 券  
 貸 出 金  
 割 引 手 形  
 手 形 貸 付  
 証 書 貸 付  
 当 座 貸 越  
 代 理 貸 付 金  
 再 預 託 金  
 外 国 為 替  
 外 国 他 店 預 け  
 外 国 他 店 貸  
 買 入 外 国 為 替  
 取 立 外 国 為 替  
 そ の 他 資 産

百万円

(負債の部)

預 金  
 当 座 預 金  
 普 通 預 金  
 貯 蓄 預 金  
 通 知 預 金  
 定 期 積 金  
 そ の 他 の 預 金  
 譲 渡 性 預 金  
 短 期 債 券  
 債 券 発 行 高  
 債 券 募 集 金  
 特 定 取 引 負 債  
 売 付 商 品 債 券  
 商品有価証券派生商品  
 特 定 取 引 売 付 債 券  
 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生  
 製品  
 特 定 金 融 派 生 商 品  
 その他特 定 取 引 負 債  
 借 用 金  
 借 入 金  
 当 座 借 越  
 再 割 引 手 形  
 売 渡 手 形  
 コ ー ル マ ネ ー  
 売 現 先 勘 定  
 債券貸借取引受入担保金  
 コマーシャル・ペーパー  
 預 託 金  
 外 国 為 替  
 外 国 他 店 預 け  
 外 国 他 店 借  
 売 渡 外 国 為 替  
 未 払 外 国 為 替  
 そ の 他 負 債  
 未 決 済 為 替 借  
 未 払 費 用  
 未 払 法 人 税 等

百万円

(新設)

現 金  
 預 け 金  
 金 融 機 関 貸 付 等  
 金 融 機 関 貸 付 金  
 買 入 手 形  
 コ ー ル ロ ー ン  
 買 現 先 勘 定  
 債券貸借取引支  
 払保証金  
 買 入 金 銭 債 権  
 特 定 取 引 資 産  
 売 付 商 品 債 券  
 商品有価証券派生商品  
 特 定 取 引 売 付 債 券  
 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生  
 製品  
 特 定 金 融 派 生 商 品  
 その他特 定 取 引 負 債  
 金 銭 の 信 託  
 有 価 証 券  
 国 債  
 地 方 債  
 短 期 社 債  
 社 債  
 株 式  
 そ の 他 の 証 券  
 貸 出 金  
 割 引 手 形  
 手 形 貸 付  
 証 書 貸 付  
 当 座 貸 越  
 代 理 貸 付 金  
 再 預 託 金  
 外 国 為 替  
 外 国 他 店 預 け  
 外 国 他 店 貸  
 買 入 外 国 為 替  
 取 立 外 国 為 替  
 そ の 他 資 産

百万円

(新設)

預 金  
 当 座 預 金  
 普 通 預 金  
 貯 蓄 預 金  
 通 知 預 金  
 定 期 積 金  
 そ の 他 の 預 金  
 譲 渡 性 預 金  
 短 期 債 券  
 債 券 発 行 高  
 債 券 募 集 金  
 特 定 取 引 負 債  
 売 付 商 品 債 券  
 商品有価証券派生商品  
 特 定 取 引 売 付 債 券  
 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生  
 製品  
 特 定 金 融 派 生 商 品  
 その他特 定 取 引 負 債  
 借 用 金  
 借 入 金  
 当 座 借 越  
 再 割 引 手 形  
 売 渡 手 形  
 コ ー ル マ ネ ー  
 売 現 先 勘 定  
 債券貸借取引受入担保金  
 コマーシャル・ペーパー  
 預 託 金  
 外 国 為 替  
 外 国 他 店 預 け  
 外 国 他 店 借  
 売 渡 外 国 為 替  
 未 払 外 国 為 替  
 そ の 他 負 債  
 未 決 済 為 替 借  
 未 払 費 用  
 未 払 法 人 税 等

百万円

未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
(削除)  
その他の資産  
有形固定資産  
建物  
土地  
建設仮勘定  
その他の有形固定資産  
無形固定資産  
ソフトウェア  
のれん  
保証金権利金  
その他の無形固定資産  
債券繰延資産  
債券発行差金  
債券発行費用  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

前受収益  
払戻未済金  
払戻未済持分  
職員預り金  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入特定有価証券  
借入有価証券  
売付債券  
金融派生商品  
(削除)  
その他の負債  
賞与引当金  
役員賞与引当金  
退職給付引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債の部合計  
(純資産の部)  
出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資申込証拠金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(削除)  
利益剰余金  
利益準備金  
その他利益剰余金  
特別積立金  
(.....)  
振興基金  
当期末処分剰余金  
(又は当期末処理損失)

( )

未決済為替貸  
前払費用  
未収収益  
先物取引差入証拠金  
先物取引差金勘定  
保管有価証券等  
金融派生商品  
繰延ヘッジ損失  
その他の資産  
動産不動産  
事業動産  
事業用不動産  
建設仮勘定  
所有動産不動産  
保証金その他  
(新設)  
債券繰延資産  
債券発行差金  
債券発行費用  
繰延税金資産  
再評価に係る繰延税金資産  
債務保証見返  
貸倒引当金  
(うち個別貸倒引当金)

△  
(△ )

前受収益  
払戻未済金  
払戻未済持分  
職員預り金  
先物取引受入証拠金  
先物取引差金勘定  
借入商品債券  
借入特定有価証券  
借入有価証券  
売付債券  
金融派生商品  
繰延ヘッジ利益  
その他の負債  
賞与引当金  
(新設)  
退職給付引当金  
特別法上の引当金  
金融先物取引責任準備金  
証券取引責任準備金  
繰延税金負債  
再評価に係る繰延税金負債  
債務保証  
負債計  
会員勘定  
出資金  
普通出資金  
優先出資金  
優先出資払込金  
資本剰余金  
資本準備金  
その他資本剰余金  
(.....)  
利益剰余金  
利益準備金  
(新設)  
特別積立金  
(.....)  
振興基金  
当期末処分剰余金  
(又は当期末処理損失)

( )

( )



		<u>金)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>(削除)</u> <u>自己優先出資</u> △ <u>自己優先出資申込証拠金</u> <u>会員勘定合計</u> <u>その他有価証券評価差額金</u> <u>繰延ヘッジ損益</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>評価・換算差額等合計</u> <u>純資産の部合計</u>	
<u>資産の部合計</u>		<u>負債及び純資産の部合計</u>	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第29条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
    - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
    - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
    - ③ 信用金庫法第55条の3第2項の規定により時価を付したときは、その旨、同条第3項のみなし決済をしたときは、その旨
    - ④ 有形固定資産の減価償却の方法
    - ⑤ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
    - ⑥ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
    - ⑦ 退職給付引当金の計上方法
    - ⑧ リース取引の処理方法

		<u>金)</u> <u>当期純利益</u> <u>(又は当期純損失)</u> <u>土地再評価差額金</u> <u>株式等評価差額金</u> <u>処分未済持分</u> △ <u>自己優先出資払込金</u> <u>自己優先出資</u> △ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	
<u>合計</u>		<u>合計</u>	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
    - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
      - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
      - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
      - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
      - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
    - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
    - (4) 信用金庫法第55条の3第2項の規定により時価を付したときは、その旨、同条第3項のみなし決済をしたときは、その旨
    - (5) 動産不動産の減価償却の方法
    - (6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
    - (7) 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規定の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
    - (8) 退職給付引当金の計上方法
- (新設)

- ⑨ ヘッジ会計の方法
- ⑩ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑪ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑫ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第132条第1項第5号口による。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮引帳額

(7) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあっては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

(8) 資産にかかる引当金を直接対除した倍イにおける各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

(9) 信用金庫法施行規則第78条第1号及び第2号に規定する額

(10) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは債券を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(11) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金又は債券に係るものはこの限りではない

(12) 子会社等（信用金庫法第32条第6項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(13) 特定関係者（信用金庫法第89条で準用する均衡法第13条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(削除)

(削除)

(14) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。）

(15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

(16) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(17) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定

(9) ヘッジ会計の方法

(10) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

(11) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

(12) その他採用した重要な会計方針

(13) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

(14) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は信用金庫法施行規則第20条の2第1項第5号口による。

(15) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(16) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮引帳額

(新設)

(新設)

(17) 第10条の20第1号に規定する超過額及び同条第2号に規定する純資産の額

(18) 理事及び監事に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金若しくは債券を担保とする貸付金（担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(19) 理事及び監事に対する金銭債務総額。ただし、預金又は債券に係るものはこの限りではない。

(20) 子会社（信用金庫法第32条第5項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式又は持分の総額

(21) 子会社に対する金銭債権総額

(22) 子会社に対する金銭債務総額

(23) リース契約により使用する重要な動産不動産

(24) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

(25) 資産が担保に供されているときは、その内容

(26) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規

する有価証券に関する事項

- (18) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (19) 純資産額の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- ① 申込期日経過後における優先出資申し込み証拠金
  - ② 評価・換算差額等
- (20) 1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (21) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損 益 計 算 書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
(削 除)	× × ×
(削 除)	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×

定する有価証券に関する事項

- (27) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (28) 貸借対照表上の純資産額から優先出資払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

(新 設)

(新 設)

(29) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「（・・・）」に内訳として名称、金額を記載すること。
4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 損 益 計 算 書

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×百万円
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 等 利 息	× × ×
金 融 機 関 貸 付 金 利 息	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
再 預 託 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×

特定取引収益	×	×	×
商品有価証券収益	×	×	×
特定取引有価証券収益	×	×	×
特定金融派生商品収益	×	×	×
その他の特定取引収益	×	×	×
その他業務収益	×	×	×
外国為替売買益	×	×	×
国債等債券売却益	×	×	×
国債等債券償還益	×	×	×
金融派生商品収益	×	×	×
その他の業務収益	×	×	×
その他経常収益	×	×	×
株式等売却益	×	×	×
金銭の信託運用益	×	×	×
その他の経常収益	×	×	×
経常費用			× × ×
資金調達費用	×	×	×
預金利息	×	×	×
譲渡性預金利息	×	×	×
短期債券利息	×	×	×
債券利息	×	×	×
債券発行差金償却	×	×	×
借入金利息	×	×	×
売渡手形利息	×	×	×
コールマネー利息	×	×	×
売現先利息	×	×	×
債券貸借取引支払利息	×	×	×
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×
預託金利息	×	×	×
金利スワップ支払利息	×	×	×
その他の支払利息	×	×	×
役務取引等費用	×	×	×
支払為替手数料	×	×	×
その他の役務費用	×	×	×
特定取引費用	×	×	×
商品有価証券費用	×	×	×
特定取引有価証券費用	×	×	×
特定金融派生商品費用	×	×	×
その他の特定取引費用	×	×	×
その他業務費用	×	×	×
債券発行費用償却	×	×	×
外国為替売買損	×	×	×
国債等債券売却損	×	×	×
国債等債券償還損	×	×	×
国債等債券償却	×	×	×
金融派生商品費用	×	×	×

特定取引収益	×	×	×
商品有価証券収益	×	×	×
特定取引有価証券収益	×	×	×
特定金融派生商品収益	×	×	×
その他の特定取引収益	×	×	×
その他業務収益	×	×	×
外国為替売買益	×	×	×
国債等債券売却益	×	×	×
国債等債券償還益	×	×	×
金融派生商品収益	×	×	×
その他の業務収益	×	×	×
その他経常収益	×	×	×
株式等売却益	×	×	×
金銭の信託運用益	×	×	×
その他の経常収益	×	×	×
経常費用			× × ×
資金調達費用	×	×	×
預金利息	×	×	×
譲渡性預金利息	×	×	×
短期債券利息	×	×	×
債券利息	×	×	×
債券発行差金償却	×	×	×
借入金利息	×	×	×
(新設)	×	×	×
(新設)	×	×	×
(新設)	×	×	×
(新設)	×	×	×
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×
預託金利息	×	×	×
金利スワップ支払利息	×	×	×
その他の支払利息	×	×	×
役務取引等費用	×	×	×
支払為替手数料	×	×	×
その他の役務費用	×	×	×
特定取引費用	×	×	×
商品有価証券費用	×	×	×
特定取引有価証券費用	×	×	×
特定金融派生商品費用	×	×	×
その他の特定取引費用	×	×	×
その他業務費用	×	×	×
債券発行費用償却	×	×	×
外国為替売買損	×	×	×
国債等債券売却損	×	×	×
国債等債券償還損	×	×	×
国債等債券償却	×	×	×
金融派生商品費用	×	×	×

その他の業務費用	×	×	×	
経費	×	×	×	
人件費	×	×	×	
物件費	×	×	×	
税	×	×	×	
その他の経常費用	×	×	×	
貸倒引当金繰入額	×	×	×	
貸出金償却	×	×	×	
株式等売却損	×	×	×	
株式等償却	×	×	×	
金銭の信託運用損	×	×	×	
その他の資産償却	×	×	×	
その他の経常費用	×	×	×	
経常利益（又は経常損失）		×	×	×
特別利益		×	×	×
固定資産処分益	×	×	×	
貸倒引当金戻入益	×	×	×	
償却債権取立益	×	×	×	
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×	
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×	
その他の特別利益	×	×	×	
特別損失	×	×	×	
固定資産処分損	×	×	×	
減損損失	×	×	×	
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×	
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×	
その他の特別損失	×	×	×	
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）		×	×	×
法人税、住民税及び事業税		×	×	×
法人税等調整額		×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）		×	×	×
前期繰越金		×	×	×
.....積立金取崩額		×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）		×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第6項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部附員益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名

その他の業務費用	×	×	×			
経費	×	×	×			
人件費	×	×	×			
物件費	×	×	×			
税	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
貸倒引当金繰入額	×	×	×			
貸出金償却	×	×	×			
株式等売却損	×	×	×			
株式等償却	×	×	×			
金銭の信託運用損	×	×	×			
その他の資産償却	×	×	×			
その他の経常費用	×	×	×			
経常利益（又は経常損失）			×	×	×	
特別利益				×	×	×
動産不動産処分益	×	×	×			
(新設)	×	×	×			
償却債権取立益	×	×	×			
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×			
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×			
その他の特別利益	×	×	×			
特別損失	×	×	×			
動産不動産処分損	×	×	×			
減損損失	×	×	×			
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×			
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×			
その他の特別損失	×	×	×			
税引前当期純利益 （又は税引前当期純損失）				×	×	×
法人税、住民税及び事業税				×	×	×
法人税等調整額				×	×	×
当期純利益（又は当期純損失）				×	×	×
前期繰越金				×	×	×
.....積立金取崩額				×	×	×
当期末処分剰余金 （又は当期末処理損失金）				×	×	×

(記載上の注意)

1. 信用金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
2. 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
3. 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部附員益は除去して記載すること。
4. その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失は前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名

称を付した科目をもつて記載すること。

6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載すること。
9. 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い記載すること。
10. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(直接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当 期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収益	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	

称を付した科目をもつて記載すること。

6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。
8. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4 キャッシュ・フロー計算書

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(直接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当 期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収益	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	

有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増減による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現物同等額に係る換算差額	
V現物及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当	期
--	---	---

動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増減による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現物同等額に係る換算差額	
V現物及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

(信用金庫連合会名)

	当	期
--	---	---

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達により収入	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達により収入	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	



有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 剰余金処分計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

動産不動産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
処分未済持分の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1. 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
2. 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
3. 法令等に基づき、又は信用金庫連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要なときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 剰余金処分計算書

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剩 余 金	円
積 立 金 取 崩 額	
剩 余 金 処 分 額	
利 益 準 備 金	
普通出資に対する配当金	(年 %)
優先出資に対する配当金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	( 円につき 円の割合)
役 員 賞 与 金	
特 別 積 立 金	
振 興 基 金	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剩 余 金	円
積 立 金 取 崩 額	
剩 余 金 処 分 額	
利 益 準 備 金	
普通出資に対する配当金	(年 %)
優先出資に対する配当金	(年 %)
事業の利用分量に対する配当金	( 円につき 円の割合)
役 員 賞 与 金	
特 別 積 立 金	
振 興 基 金	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
3. その資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失 金	円
損 失 金 処 理 額	
積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。

第 期 { 年 月 日から  
年 月 日まで }

(信用金庫連合会名)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失 金	円
損 失 金 処 理 額	
積 立 金 取 崩 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
次 期 繰 越 金	

(記載上の注意)

1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。